

令和5年度志摩市地域公共交通会議 第4回全体会 事項書

日時： 令和5年10月25日（水）午後3時30分～

場所： 志摩市消防本部 会議室

1. 開会

2. 報告事項

(1) 地域公共交通計画（案）について

資料1

(2) 路線バス「志島循環線」バス停留所「福祉センター」の設置について

資料2

(3) デマンド交通の実証について

資料3

3. その他

## 志摩市地域公共交通会議 委員名簿

任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

|    | 役 職 等                                | 氏 名    | 区分       | 備 考      |
|----|--------------------------------------|--------|----------|----------|
| 1  | 志摩市副市長                               | 村上 圭一  | 陸上<br>離島 | 1号委員 ※会長 |
| 2  | 名古屋大学大学院<br>環境学研究科 教授                | 加藤 博和  | 陸上<br>離島 | 8号委員     |
| 3  | 近鉄グループホールディングス株式会社<br>事業戦略部長         | 岸上 敦   | 陸上       | 8号委員     |
| 4  | 近畿日本鉄道株式会社<br>鉄道本部名古屋統括部運輸部長         | 赤井 智明  | 陸上       | 8号委員     |
| 5  | 三重交通株式会社<br>志摩営業所長                   | 川北 幸宏  | 陸上       | 2号委員     |
| 6  | 一般社団法人三重県タクシー協会<br>伊勢志摩支部長           | 小崎 琢也  | 陸上       | 3号委員     |
| 7  | 志摩市自治会連合会 会長代理兼副会長<br>(大王町自治会連合会 会長) | 松井 源紀  | 陸上       | 4号委員     |
| 8  | 志摩市自治会連合会 副会長<br>(志摩町自治会連合会 会長)      | 山口 壽   | 陸上       | 4号委員     |
| 9  | 浜島町自治会連合会 会長                         | 柴原 伸行  | 陸上       | 4号委員     |
| 10 | 阿児町自治会連合会 会長                         | 溝口 幸夫  | 陸上       | 4号委員     |
| 11 | 磯部町自治会連合会 会長                         | 前田 周作  | 陸上       | 4号委員     |
| 12 | 志摩市商工会<br>会長                         | 出口 勝美  | 陸上       | 4号委員     |
| 13 | 一般社団法人志摩市観光協会<br>専務理事                | 岡田 英美  | 陸上<br>離島 | 4号委員     |
| 14 | 社会福祉法人志摩市社会福祉協議会<br>会長               | 前田 正典  | 陸上<br>離島 | 4号委員     |
| 15 | 間崎自治会<br>会長代理                        | 下川 元三  | 離島       | 4号委員     |
| 16 | 間崎婦人会<br>会長                          | 山本 くに枝 | 離島       | 4号委員     |
| 17 | 三重県立水産高等学校<br>校長                     | 向井 英規  | 離島       | 4号委員     |
| 18 | 中部運輸局三重運輸支局<br>首席運輸企画専門官             | 前葉 光司  | 陸上       | 5号委員     |
| 19 | 中部運輸局三重運輸支局<br>鳥羽海事事務所長              | 竹内 宜也  | 離島       | 5号委員     |
| 20 | 三交伊勢志摩交通労働組合<br>書記長                  | 西尾 祥貴  | 陸上       | 6号委員     |
| 21 | 志摩マリンレジャー株式会社<br>取締役社長               | 矢尾 弘   | 離島       | 7号委員     |
| 22 | 三重県鳥羽警察署<br>交通課長                     | 谷端 辰成  | 陸上       | 8号委員     |
| 23 | 三重県志摩建設事務所<br>道路課長                   | 山下 智也  | 陸上       | 8号委員     |
| 24 | 三重県地域連携部<br>交通政策課長                   | 藤田 雄一  | 陸上       | 8号委員     |
| 25 | 三重県南部地域活性化局<br>次長兼南部地域振興企画課長         | 森吉 秀男  | 離島       | 8号委員     |
| 26 | 志摩市産業振興部長                            | 山本 和輝  | 陸上<br>離島 | 8号委員     |
| 27 | 志摩市建設部長                              | 西崎 真人  | 陸上       | 8号委員     |
| 28 | 志摩市政策推進部長                            | 箕浦 勤   | 陸上<br>離島 | 8号委員     |

# 志摩市地域公共交通計画(案)

---

令和X年X月

志摩市

## 目次

|        |                        |    |
|--------|------------------------|----|
| 第 1 章  | 計画の概要                  | 1  |
| 1      | 計画の区域                  | 2  |
| 2      | 計画の期間                  | 2  |
| 3      | 上位・関連計画の整理             | 2  |
| 第 2 章  | 本市及び地域公共交通の現況          | 3  |
| 1      | 本市の現況                  | 3  |
| 2      | 地域公共交通の現況              | 6  |
| 第 3 章  | 現況・考察と課題の整理            | 10 |
| 1      | 都市構造の視点                | 10 |
| 2      | 地域公共交通の視点              | 11 |
| 3      | 都市構造・地域公共交通の視点         | 11 |
| 第 4 章  | 目標とする地域交通ネットワーク体系      | 12 |
| 1      | 地域公共交通の機能分担            | 12 |
| 2      | 地域公共交通確保維持事業の取り組み状況    | 13 |
| 3      | 目標とする地域公共交通ネットワーク      | 13 |
| 第 5 章  | 基本的な方針                 | 14 |
| 1      | 本計画がめざす将来像             | 14 |
| 2      | 将来像を実現するための視点          | 14 |
| 3      | 対応方針と取組方向              | 15 |
| 第 6 章  | 事業の推進                  | 17 |
| 1      | 各主体の役割                 | 17 |
| 第 7 章  | 計画の達成状況の評価             | 22 |
| 1      | 評価指標の設定                | 22 |
| 2      | 推進体制                   | 23 |
| 参考資料 1 | 各種調査結果                 | 24 |
| 1      | 市民ヒアリング調査及び民生委員アンケート調査 | 24 |
| 2      | 利用者ヒアリング調査             | 26 |
| 3      | 交通事業者ヒアリング調査           | 28 |
| 4      | 公共交通地域別住民懇談会           | 29 |

# 第1章 計画の概要

## 計画の概要と策定する目的

### (1) 計画の概要

- 地域公共交通計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」※(平成19年法律第59号)に基づく計画で、「地域にとって望ましい公共交通ネットワークの姿」を明らかにし、「まちづくりの取組との連携・整合」を確保する「地域公共交通の基本計画」としての役割を果たすものです。

### (2) 計画の目的

- 本市における地域特性や地域公共交通の現状・課題などを踏まえ、市がめざす将来都市像を実現する上で地域公共交通の果たすべき役割を明らかにするとともに、市民の生活と移動を支援し、かつ、持続可能な地域公共交通を実現するため、その基本的な方針、目標及び施策体系を示すマスタープランとして、「地域公共交通計画」を策定します。

### (3) 計画の役割

- 本計画は、以下の4つの役割を担うものです。
  - ①本市の地域公共交通のマスタープランとして、地域にとって望ましい地域公共交通の姿（基本的な方針と目標）を明らかにする
  - ②目標達成に向けて計画期間内に実施すべき施策を示す
  - ③本市のまちづくり（都市計画、福祉など）の取組との連携・整合を確保する
  - ④具体的な数値目標とPDCAサイクルにより、計画の達成に向けた継続的な改善を推進する

## 1 計画の区域

- 本計画は「本市全域」を対象とします。

## 2 計画の期間

- 本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までとします。

## 3 上位・関連計画の整理

- まちづくりと地域公共交通が連携し、従来以上に市民のライフスタイルに合わせた地域公共交通を中心とする交通ネットワークを形成することにより、観光客を含めて市民の移動利便性を向上させていくことをめざします。

## 第2章 本市及び地域公共交通の現況

### 1 本市の現況

#### (1) 本市の地域区分

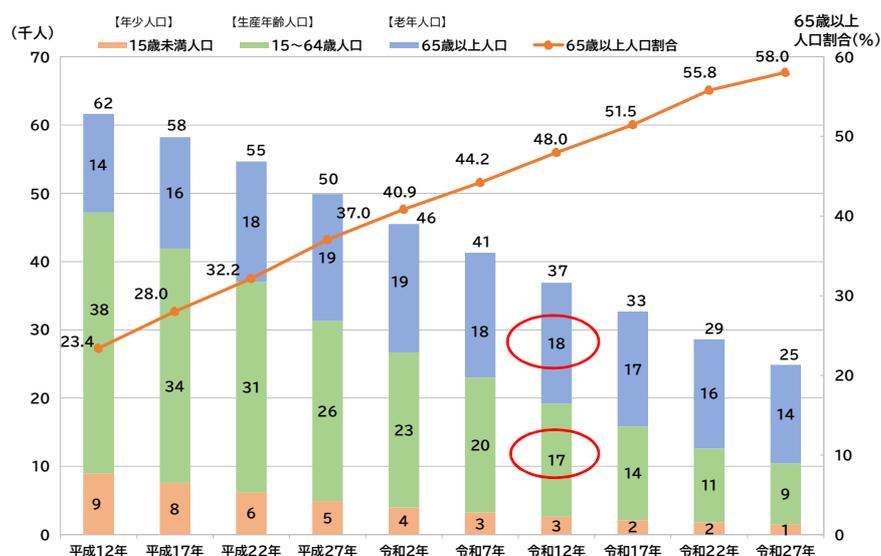
- 志摩市は平成 16 年 10 月 1 日に、浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町の 5 町が合併して誕生し、本市内の地域区分は次のとおりです。



出典：志摩市、国土数値情報

#### (2) 人口の推移

- 本市の人口は、生産年齢人口と老年人口の人口乖離が狭まってきており、令和 12(2030)年には老年人口が生産年齢人口を上回り、令和 27(2045)年には令和 2(2020)年の人口の約半分の2万5千人となることが予想されています。



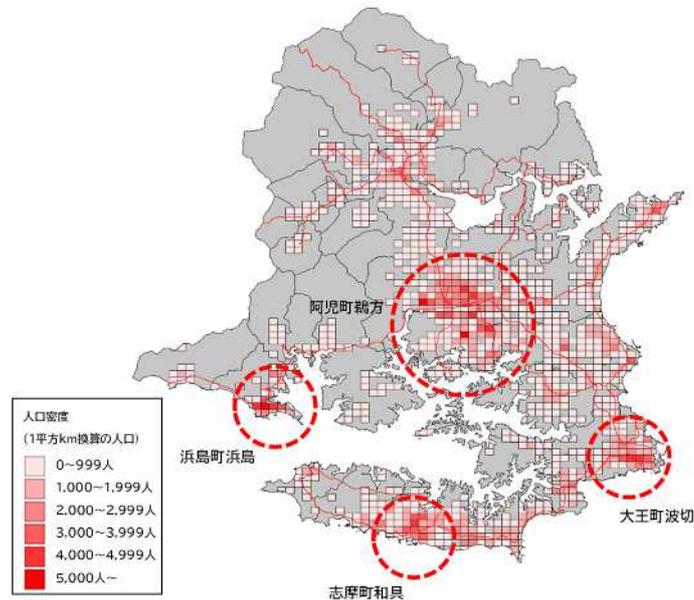
将来人口推計を含めた人口動態

出典：国勢調査(令和 2(2020)年以前)

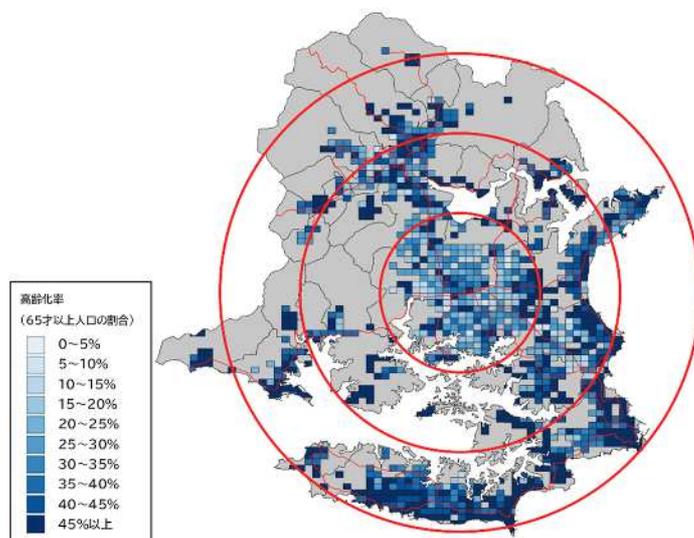
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2018年推計)」(2025年以降)

### (3) 人口分布と高齢者割合の関係

- 人口密度が高い場所は、浜島町浜島、大王町波切、志摩町和具、阿児町鵜方となっています。近年、人口は、阿児町鵜方は現状維持傾向ですが、他地区は減少傾向にあります。
- 鵜方駅から距離が離れるほど高齢者(65歳以上)割合は高まっています。



人口分布



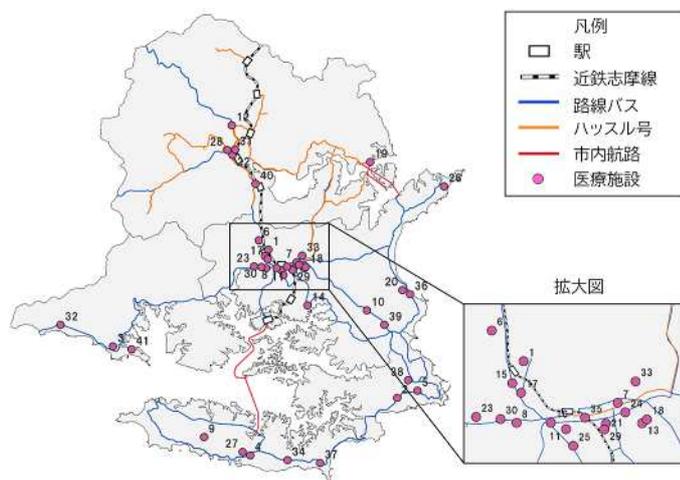
高齢者(65歳以上)割合

出典:令和2(2020)年国勢調査

## (4) 都市機能施設などの立地・配置状況

### ア 医療施設

- 全医療施設の4割程度が阿見地域の鵜方駅周辺に立地しています。
- 阿見地域と比較して数は少ないものの、他の地域でも医療施設は立地しています。



医療施設一覧

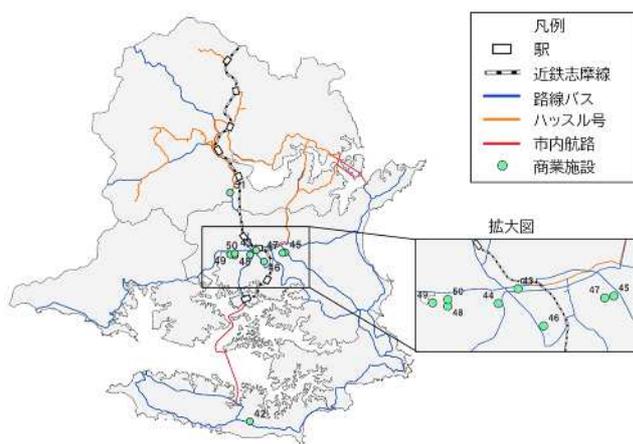
|    |                     |    |                    |    |                      |
|----|---------------------|----|--------------------|----|----------------------|
| 1  | 三重県立志摩病院            | 15 | 金児外科医院             | 29 | 服部内科                 |
| 2  | 国民健康保険志摩市民病院        | 16 | 近藤医院               | 30 | 林クリニック               |
| 3  | 志摩市立国民健康保険<br>浜島診療所 | 17 | 齋木内科               | 31 | 日比クリニック              |
| 4  | 志摩市立前島診療所           | 18 | 志摩こどもの城クリニック       | 32 | 別當クリニック              |
| 5  | あがわ医院               | 19 | 谷岡医院               | 33 | 豊和病院                 |
| 6  | 池田ファミリークリニック        | 20 | 谷奥医院               | 34 | 松井医院                 |
| 7  | いしがみ整形外科            | 21 | たのうえ眼科             | 35 | 宮村眼科                 |
| 8  | いずみ耳鼻咽喉科・アレルギー科     | 22 | 中條眼科志摩分院           | 36 | 山下医院                 |
| 9  | 井上医院                | 23 | 伊勢志摩腎クリニック志摩<br>分院 | 37 | 山本クリニック              |
| 10 | うえむら整形外科            | 24 | 中瀬外科胃腸科            | 38 | 和気医院                 |
| 11 | 鵜飼耳鼻咽喉科・アレルギー科      | 25 | 中林皮膚科クリニック         | 39 | わき内科クリニック            |
| 12 | おかむね医院              | 26 | 中村医院               | 40 | しま相和透析クリニック          |
| 13 | おかむらクリニック           | 27 | 鵜島医院               | 41 | 在宅・総合診療スマイルク<br>リニック |
| 14 | 尾崎内科                | 28 | 西岡記念セントラルクリ<br>ニック |    |                      |

医療施設の立地状況表

出典：公益社団法人志摩医師会ホームページ(令和5年4月時点)

### イ 商業施設

- 大規模小売店舗立地法に基づく届出施設としての商業施設は、全商業施設の9割程度が阿見地域の鵜方駅周辺を中心に立地しています。



商業施設一覧

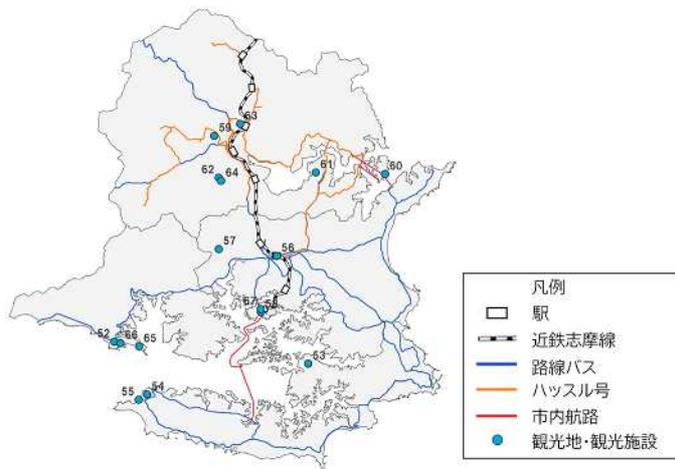
|    |                        |
|----|------------------------|
| 42 | ぎゅーとらラプリー志摩店           |
| 43 | 鵜方中日ビル                 |
| 44 | コメリハード&グリーン鵜方店         |
| 45 | エディオン志摩店他              |
| 46 | 阿見ショッピングセンター(イオン阿見店)   |
| 47 | パワーマート志摩(ぎゅーとらラプリー鵜方店) |
| 48 | ケースデンキ阿見店              |
| 49 | マックスバリュ鵜方店             |
| 50 | プラザ 21 Bゾーン(ゲオ志摩店)     |
| 51 | SUPER CENTER PLANT 志摩店 |

商業施設の立地状況

出典：令和3(2021)年度三重県都市計画基礎調査

## ウ 観光地・観光施設

- 英虞湾沿いを中心に、観光地が存在しており、観光施設が立地しています。



### 観光地・観光施設一覧

|    |                    |
|----|--------------------|
| 52 | 浜島温泉街※             |
| 53 | ともやま公園及び周辺地域       |
| 54 | 志摩旅館街※             |
| 55 | 御座白浜海水浴場           |
| 56 | 阿児旅館街※             |
| 57 | 英虞湾景観※             |
| 58 | 賢島エスパリーニャクルーズ      |
| 59 | 磯部旅館街※             |
| 60 | 渡鹿野島               |
| 61 | 志摩スペイン村            |
| 62 | 道の駅「伊勢志摩」          |
| 63 | 伊雑宮                |
| 64 | 志摩市観光農園            |
| 65 | 海ほおずき              |
| 66 | 伊勢えび祭              |
| 67 | 伊勢志摩サミット記念館「サミエール」 |

### 観光地・観光施設の立地等状況

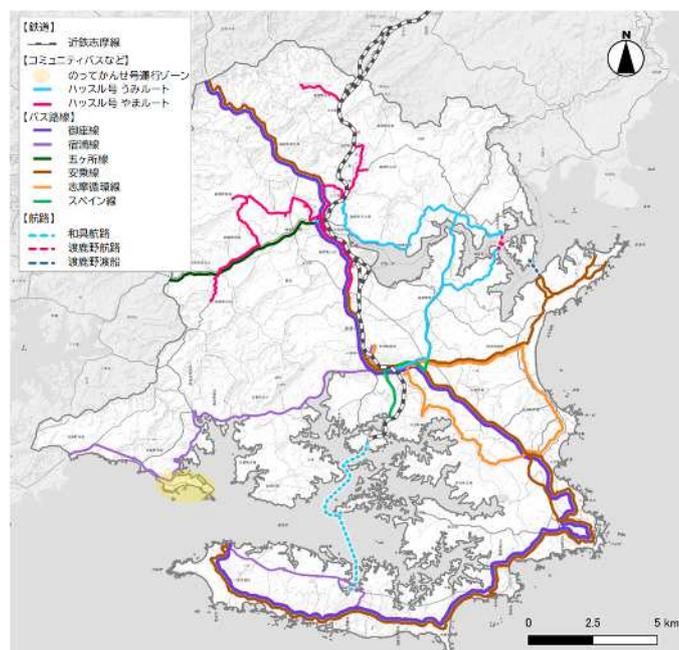
※浜島温泉街は志摩市観光協会浜島案内所、志摩旅館街は御座白浜観光組合、阿児旅館街は志摩市観光協会、英虞湾景観は横山展望台、磯部旅館街は志摩市磯部支所の位置を示しています。

出典：令和4(2022)年観光レクリエーション入込客数推計書・観光客実態調査報告書

## 2 地域公共交通の現況

### (1) ネットワークの整備状況

- 本市内は多様な地域公共交通ネットワークで結ばれていますが、地域公共交通が行き届いていないエリアが存在するなど、市民や観光客の移動を支援する必要があります。



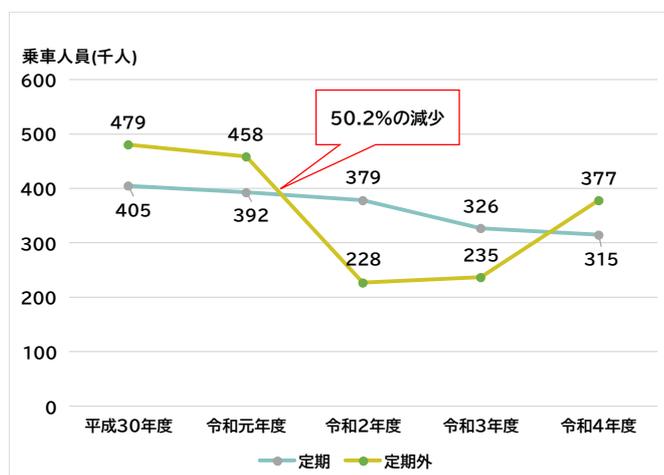
### ネットワークの整備状況

出典：志摩市、国土数値情報

## (2) 利用推移

### ア 鉄道(市内各鉄道駅合計)

- 定期の乗車人員は、緩やかな減少傾向であり、令和4(2022)年度では315千人となっており、令和元(2019)年度の392千人までに回復していません。
- 定期外の乗車人員は、令和4(2022)年度では377千人となっており、令和元(2019)年度の458千人までには持ち直していません。

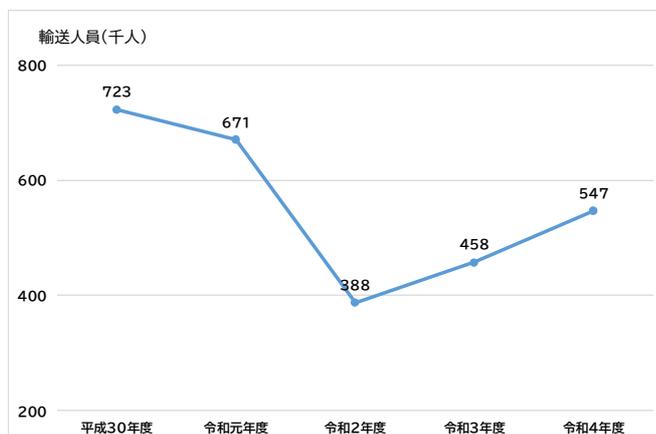


各駅合計の定期・定期外別乗車人員推移

出典:近畿日本鉄道(株)

### イ 路線バス

- 輸送人員は、コロナ禍において大幅に減少しましたが、令和4(2022)年度では547千人となっており、令和元(2019)年度の671千人まで回復していません。

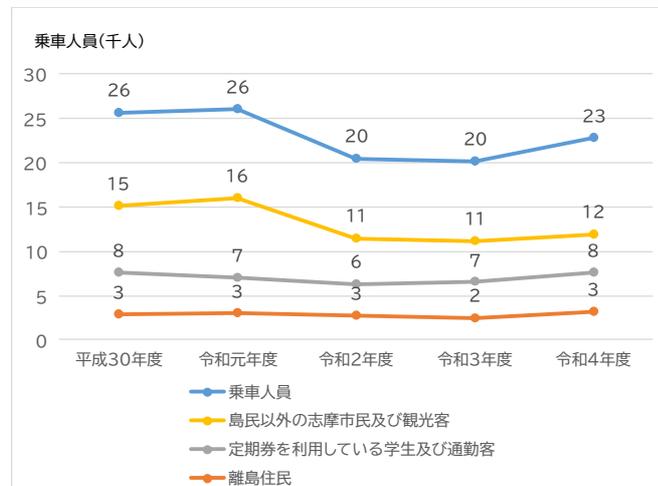


路線バスの輸送人員推移

出典:三重交通(株)

## ウ 定期船(和具航路)

- 乗車人員は、令和4(2022)年度では46千人となっていますが、令和元(2019)年度の52千人まで回復していません。



定期船の乗車人員推移

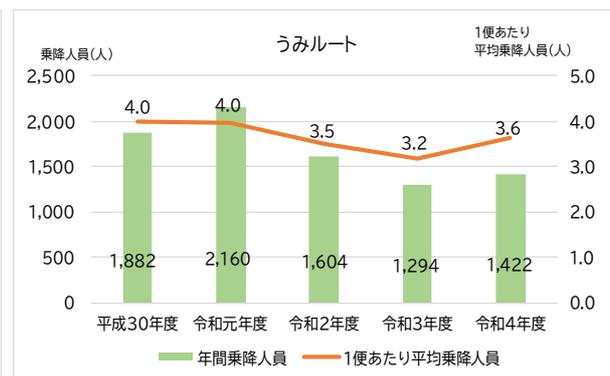
出典:志摩マリンレジャー(株)

## エ ハッスル号

- やまルートでは、1便あたり平均乗降人員は令和元(2019)年度より年々低下しています。乗降人員は、令和4(2022)年度では666人となっており、令和元(2019)年度の732人まで回復していません。
- うみルートでは、1便あたり平均乗降人員は横ばいで推移しています。乗降人員は、令和4(2022)年度では1,422人となっており、令和元(2019)年度の2,160人までには持ち直していません。



やまルート乗降人員推移

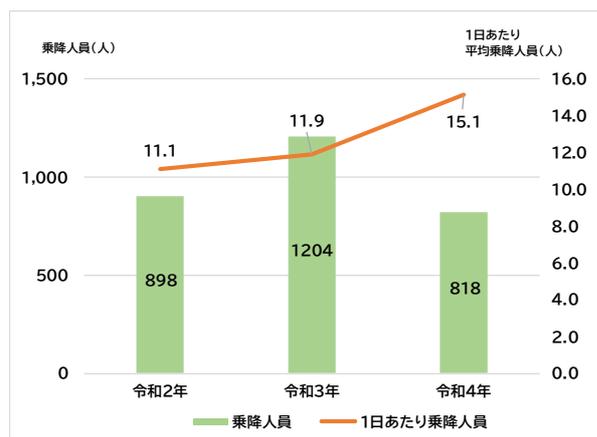


うみルート乗降人員推移

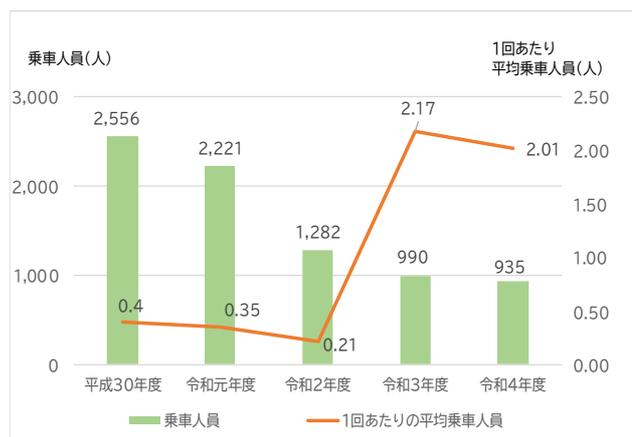
出典:志摩市

### オ のってかんせ号と市運航船(渡鹿野航路)

- のってかんせ号の乗降人員は、令和4(2022)年では 818 人となっており、令和2(2020)年の 898 人まで回復していませんが、1日あたりの平均乗車人員は、令和4(2022)年では 15.1 人となっており、改善されています。
- 市運航船(渡鹿野航路)の乗降人員は、年々減少しており、令和4(2022)年では 935 人となっており、令和元(2019)年の 2,221 人から大きく減少していますが、1回あたりの平均乗車人員としては、令和4(2022)年では 2.01 人となっており、改善されています。



のってかんせ号の乗降人員推移



市運航船(渡鹿野航路)の乗降人員推移

※市運航船(渡鹿野航路)は、令和3(2022)年度に県道船が廃止され、市運航船に切り替わった際に、運航回数の見直しを実施しています。

出典:志摩市

## 第3章 現況・考察と課題の整理

### 1 都市構造の視点

#### (1) 生産年齢人口の減少による地域公共交通利用者の減少

##### ア 現状整理と考察

- 生産年齢人口の減少により通勤・通学需要が減り、特に、市内移動の中心となっている路線バスや定期船において、路線の維持に大きな影響を与えます。

##### イ 課題

- 地域公共交通を維持していくため、自動車を主の移動手段とする人に、交通手段の選択肢として公共交通が認識され、利用してもらう必要があります。また、高齢者を中心に、停留所の位置やアクセスの改善などみんなが利用しやすい公共交通網の構築が必要です。

#### (2) 高齢化率の高まり

##### ア 現状整理と考察

- 鵜方駅から離れるほど高齢化率が高まっており、地域公共交通の利用が難しい環境が存在しています。また、地域公共交通のサービス提供が困難又は地域公共交通が存在していたとしてもサービス水準が低いことにより、自動車の運転ができなくなる高齢者が日常生活を営みづらい状況となる可能性があります。

##### イ 課題

- 地域公共交通を維持していくために、地域公共交通を利用していない人を含めて利用頻度を高める取り組みを講じるが必要となります。また、運行(運航)効率を意識しながら、高齢者の状況を踏まえた移動手段を確保していくことが必要となります。

#### (3) 観光客の利用促進

##### ア 現状整理と考察

- 現在の地域公共交通ネットワークでは、観光客の行先で最も多い「志摩スペイン村」へのバス路線はありますが、他に目的地とされる「横山展望台」、道の駅「伊勢志摩」、「ともやま公園及び周辺エリア」などに直接接続されるバス路線はないことから、それら観光地への公共交通の接続が必要です。

##### イ 課題

- 観光客向けの交通情報発信の強化をはじめとして、観光客が目的地まで移動できる公共交通手段の確保や公共交通情報が獲得しやすい環境をつくる取り組みが必要です。

## 2 地域公共交通の視点

### (1) 地域公共交通空白地域の存在

#### ア 現状整理と考察

- 市民が地域公共交通を使用したくとも使用できない地域が存在しており、何らかの事由で運転免許を返納する人の日常生活が営みづらい状況となります。

#### イ 課題

- 地域公共交通空白地域から移動ニーズが存在する路線バス停留所や商業・医療施設などへ接続可能な移動手段を確保していくことが必要となります。

### (2) 地域公共交通ネットワークのサービス内容の維持

#### ア 現状整理と考察

- 路線バスの利用者がコロナ禍以前と比較し、回復しておらず、収支率は悪化しています。また、主な利用者は通学者であり、一般利用者が減少していることが推測できます。加えて、鉄道や定期船(和具航路)についても利用者が十分に戻ってきていない状況であり、収支率が悪化しています。

#### イ 課題

- 地域公共交通の運行(運航)を持続化するために、主として通学者の利用を促進する取り組みが必要です。また、普段自家用車を利用して移動する人や高齢者などに対し、地域公共交通の利用を促し、朝・夕時間帯をはじめ、日中時間帯の利用者を確保することで、地域公共交通の収益率の改善を図っていくことが必要です。

### (3) 待合・乗継機能などの状況

#### ア 現状整理と考察

- 鵜方駅を起終点に地域公共交通の利用が多い現状で、駅乗り入れ路線バスやタクシーの待合機能(トイレ・待合所などの屋内待機可能な環境)が弱い状況があります。また、既存の路線バス停留所周辺に自転車やシルバーカーなどの駐車スペースが少なく、車の通行の支障又は外出機会の減少につながっていると推測されます。

#### イ 課題

- 鵜方駅を中心に待合機能や情報発信を強化することや、市内各地域での駐車場所を確保することにより、地域公共交通の継続利用などを促していくことが必要となります。

## 3 都市構造・地域公共交通の視点

#### ア 現状整理と考察

- 地域公共交通は、交通事業者の経験と、過去からこれまでの様々な経緯により形成され、現在の利用者の移動ニーズに対応した運行を行っています。しかし、主要な交通手段である鉄道や路線バスは柔軟にルート変更などの対応が行いにくいなどの面があります。

#### イ 課題

- 市民や交通事業者など関係者の意見を聴きながら、市民や観光客のライフスタイルに応じた移動手段の見直しや確保を図っていくことが必要です。

## 第4章 目標とする地域交通ネットワーク体系

### 1 地域公共交通の機能分担

- 「志摩市都市計画マスタープラン」を踏まえながら、市内の地域公共交通ネットワークの機能分けなどを、次のとおり行います。

地域公共交通の機能分担

| 位置付け        | 系統名など           | 役割  | 確保・維持策  |
|-------------|-----------------|---|---|
| 広域幹線        | 近鉄志摩線           |   |   |
| 地域間幹線<br>※1 | 御座線             | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市民や観光客の交流の促進やにぎわいの創出につながるネットワーク</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市の骨格を引き続き形成できるよう、利用促進などにより、将来に渡って一定以上のサービス水準を確保していきます。</li> </ul>  |
|             | 宿浦線             |   |   |
|             | 五ヶ所線            |   |   |
| 支線          | 安乗線             | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地域生活拠点と集落とを接続するネットワーク</li> <li>➤ 中核拠点と観光地とを接続するネットワーク</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 今後の移動需要の動向を注視しつつ、効率的な運行(運航)や利用促進などにより、一定以上のサービス水準を確保していきます。</li> <li>➤ 既存の支線ネットワークでは対応できない移動需要がある場合は、既存交通の運行(運航)計画の変更(ダイヤ改正など)や新たな移動手段の導入により市民などの移動を支えます。</li> </ul> |
|             | 志島循環線           |   |   |
|             | スペイン線           |   |   |
|             | 定期船<br>(和具航路※2) |   |   |
|             | 市運航船<br>(渡鹿野航路) |   |   |
|             | 渡鹿野渡船           |   |   |
|             | ハッスル号           |   |   |
|             | のってかんせ号         |   |   |

※1 地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金)を活用し、持続可能な運行を実施

※2 地域公共交通確保維持事業(離島航路運営費など補助金)を活用し、持続可能な運航を実施

## 2 地域公共交通確保維持事業の取り組み状況

### (1) 地域公共交通確保維持事業の必要性

- 地域公共交通確保維持事業を継続して活用していくことの必要性は次のとおりとなります。

各路線などにおける地域公共交通確保維持事業の必要性

| 系統名など         | 必要性  |
|---------------|--|
| 御座線           | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 志摩市内外の拠点間を連絡し、通勤・通学を中心とする日常生活での行動や観光など多様な目的での行動において、重要な交通となっています。</li> <li>➢ 一方で、路線バス事業者や地方公共団体の運営努力だけでは、路線の維持が難しくなっており、地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金)により運行を確保・維持する必要があります。</li> </ul> |
| 宿浦線           |  |
| 五ヶ所線          |  |
| 定期船<br>(和具航路) | <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 間崎島の市民を中心とする日常生活での行動や通学・観光などの多様な目的での行動で、重要な交通となっています。</li> <li>➢ 一方で、船舶運航事業者や地方公共団体の運営努力のみでは、航路の維持が難しくなっており、地域公共交通確保維持事業(離島航路運営費など補助金)により運航を確保・維持する必要があります。</li> </ul>                  |

### (2) 補助系統などの事業および実施主体の概要

- 補助系統などの事業概要や実施主体などは次のとおりとなります。

補助系統などの事業および実施主体の概要

| 系統名など         | 起点       | 経由地  | 終点      | 事業許可区分       | 運行(運航)態様 | 実施主体         | 補助事業の活用           |
|---------------|----------|------|---------|--------------|----------|--------------|-------------------|
| 御座線           | 御座港      | 鵜方駅前 | 伊勢赤十字病院 | 道路運送法第4条(乗合) | 路線定期運行   | 三重交通(株)      | 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金 |
| 宿浦線           | 宿浦       | 鵜方駅前 | 伊勢赤十字病院 |              |          |              |                   |
| 五ヶ所線          | 磯部バスセンター | 五ヶ所  | 宇治山田駅前  |              |          |              |                   |
| 定期船<br>(和具航路) | 和具       | 間崎   | 賢島      | 海上運送法第3条     | 定期航路     | 志摩マリンレジャー(株) | 離島航路運営費など補助金      |

## 第5章 目標とする地域交通ネットワーク体系

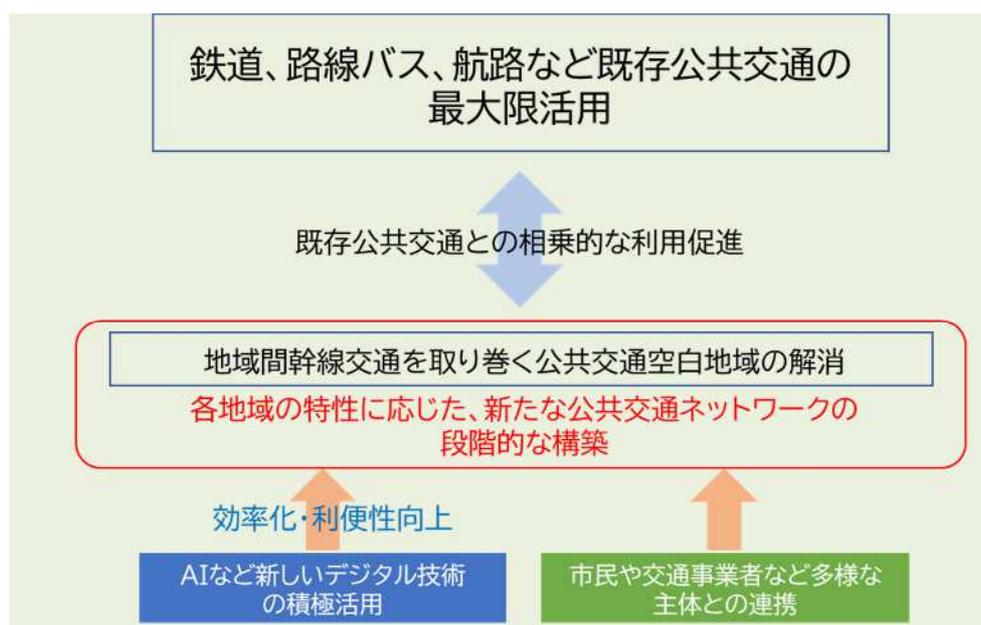
### 1 本計画がめざす将来像

- 第2次志摩市総合計画後期基本計画では、将来像を「住む人支え 来る人迎える 豊かな里と海のみち」とし、志摩市都市計画マスタープランでは、基本理念を「住んでよし、訪れてよしの志摩市」と定めており、市民や観光客が楽しく過ごせるまちづくりをめざすこととしています。
- 本計画のめざすべき将来像は、本市の市民(特に高齢者と高校生)と来訪する観光客の両者を念頭に置き、次のとおり定めます。

住む人のだれもが、いつまでも、安心して自由にでかけられ、訪れたひとがみな、まちじゅうを自由に巡り、自然やひとの魅力にであえるまち

- 将来像を実現するため、本計画では次の目標に沿って取組を進めます。

本計画における目標図



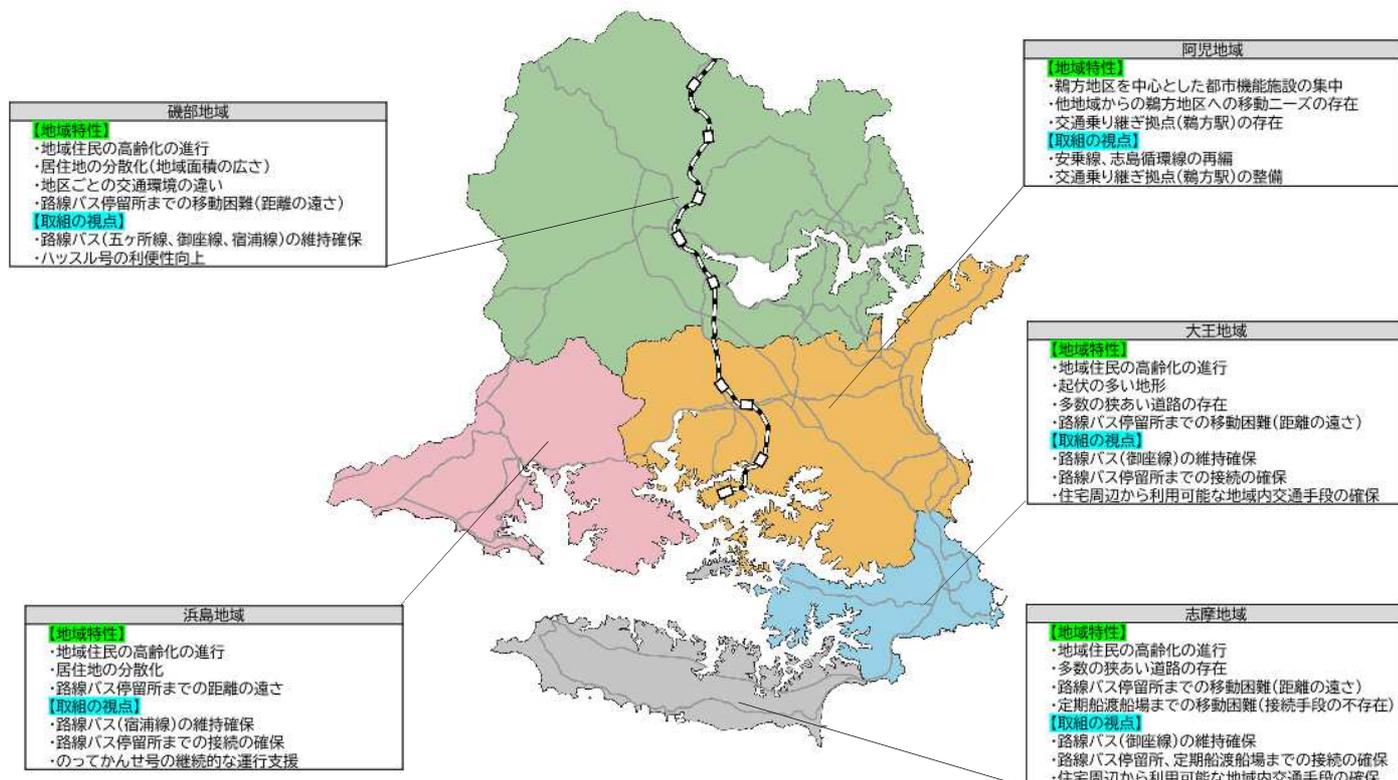
### 2 将来像を実現するための視点

- 将来像を実現するため、次のとおり視点を定めます。

- 市民が過度に自動車に依存せず、地域公共交通で気兼ねなく移動できる姿
- 観光客が地域公共交通で、快適に観光地を周遊することができる姿
- 市民・事業者・行政など、みんなが一緒に考え、つくる地域公共交通網のあるまち

将来像を実現するための視点

## 将来像を実現するための各地域特性に応じた取組の視点

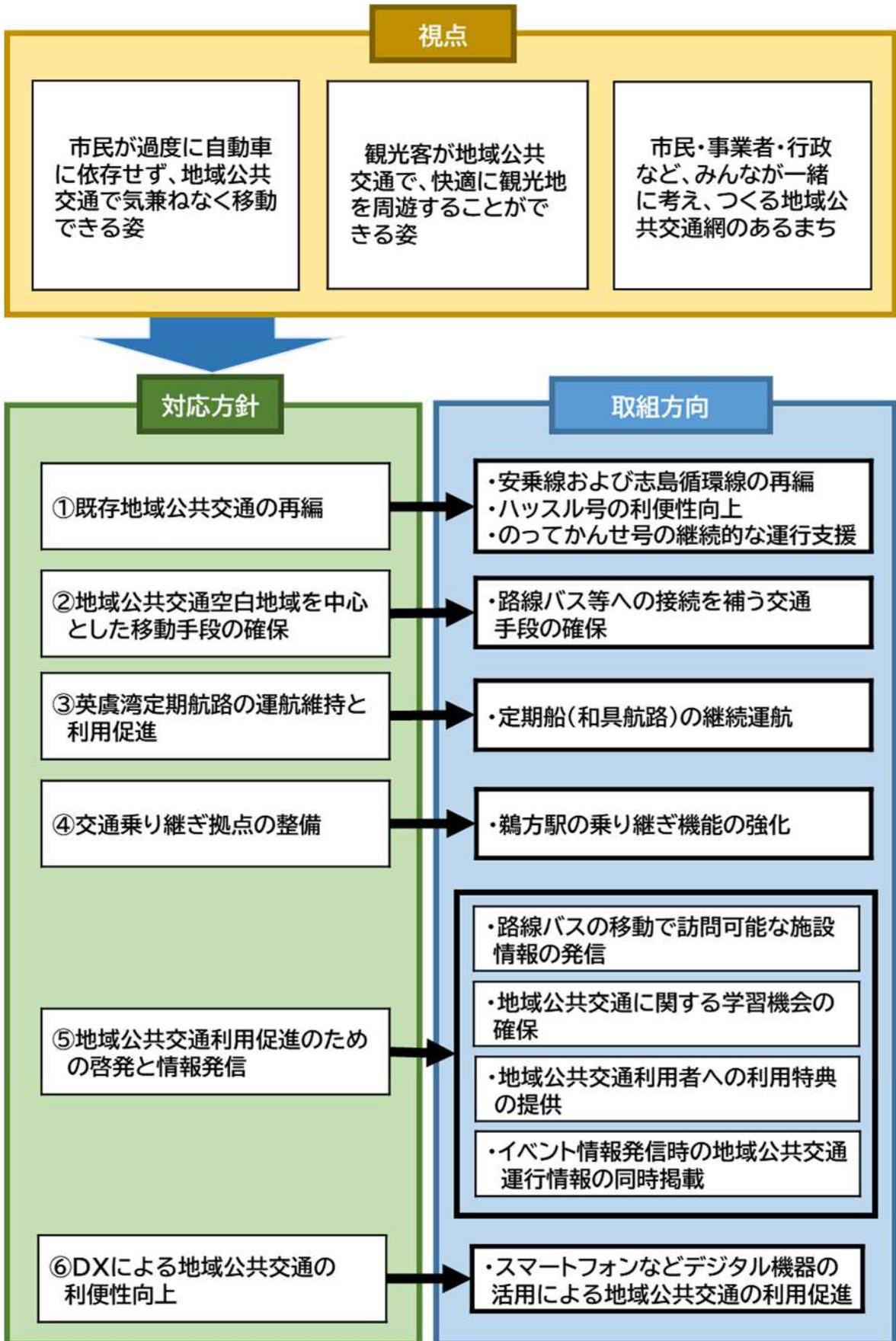


### 3 対応方針と取組方向

- 本計画がめざす将来像を実現するためには、みんなと連携しながら、市民と観光客が地域公共交通ネットワークを利用して移動できる環境を整備する必要があり、次の対応方針を設定します。
- 加えて、取組は、視点や対応方針を踏まえつつ設定し、推進します。

- 対応方針① 既存地域公共交通の再編
- 対応方針② 地域公共交通空白地域を中心とした移動手段の確保
- 対応方針③ 英虞湾定期航路の運航維持と利用促進
- 対応方針④ 交通乗り継ぎ拠点の整備
- 対応方針⑤ 地域公共交通利用促進のための啓発と情報発信
- 対応方針⑥ DXによる地域公共交通の利便性向上

#### 対応方針



視点・対応方針・取組方向一覧

## 第6章 事業の推進

### 1 各主体の役割

| 対応方針①      | 既存地域公共交通の再編               |  |
|------------|---------------------------|--|
| 各主体<br>の役割 | 志摩市                       | 市民や交通事業者をはじめとした関係者と対話を図りつつ、調整役を担いながら、適切な再編計画を立案します。                            |
|            | 交通事業者<br>(路線バス、<br>タクシー等) | 交通運営主体として培ってきたノウハウをもとに、再編案の立案に対する助言実施とともに、新たな交通体系の運行又は運行支援主体を担います。             |
|            | 市民                        | 日常生活体験をもとに、地域懇談会などにおいて、地域公共交通の現状や課題について表明し、志摩市や交通事業者とともに新たな交通体系を考え、つくる主体を担います。 |

| 対応方針②      | 地域公共交通空白地域を中心とした移手段の確保    |   |
|------------|---------------------------|---|
| 各主体<br>の役割 | 志摩市                       | 市民や交通事業者をはじめとした関係者と対話を図りつつ、調整役を担いながら、地域公共交通空白地域に適する運行計画・利用促進策などを立案します。  |
|            | 交通事業者<br>(路線バス、<br>タクシー等) | 交通運営主体として培ってきたノウハウをもとに、運行計画・利用促進策などの立案に対する助言実施や既存地域公共交通の運行形態変更などに対応します。 |
|            | 市民                        | 地域公共交通の現状や課題について意見表明し、志摩市や交通事業者とともに新たな交通体系を考え、つくる主体を担います。               |

| 対応方針③      | 英虞湾定期航路の運航維持と利用促進 |   |
|------------|-------------------|---|
| 各主体<br>の役割 | 志摩市               | 関係者との調整役を担いながら、運航効率が高いダイヤ設定や損失に対する財政負担、改善に向けた助言などの支援を行います。また、交通事業者と連携し、利用促進策を企画・提案・実施します。 |
|            | 交通事業者<br>(船舶)     | 志摩市と連携し利用促進策を企画・実施し、観光利用者等の増加を図りながら、定期船の継続運航を行います。  |
|            | 市民                | 航路利用環境などについて意見表明し、ダイヤ設定など運航形態の構築に、志摩市や交通事業者と一緒に取り組みます。                                    |

|              |                                  |  |
|--------------|----------------------------------|--|
| <b>対応方針④</b> | <b>交通乗り継ぎ拠点の整備</b>               |  |
| 各主体<br>の役割   | 志摩市                              | 異なる交通手段(バス、鉄道、船、タクシー、自転車、歩行者など)が接続し、シームレスな移動が実現できるよう、交通事業者や市民と連携し、駅や停留所などの交通乗り継ぎ拠点の整備に取り組みます。        |
|              | 交通事業者<br>(鉄道、バス、<br>タクシー、船<br>舶) | 乗り継ぎ拠点でのスムーズな接続を確保するために時刻表などの調整を行います。また、バリアフリー化や障害者向けサービスの提供など、誰でも拠点(駅・停留所・渡船場など)を利用できる環境づくりに取り組みます。 |
|              | 市民                               | 利用者目線で公共交通の利便性向上につながる意見を表明し、取り組みの基礎をつくります。   |

|              |                                    |   |
|--------------|------------------------------------|---|
| <b>対応方針⑤</b> | <b>地域公共交通利用促進のための啓発と情報発信</b>       |   |
| 各主体<br>の役割   | 志摩市                                | 市民や来訪者の移動時間帯や目的地、移動ニーズ、地域公共交通の運行状況を把握し、利用促進に必要な取り組みを企画・実施します。 |
|              | 交通事業者<br>(路線バス、鉄<br>道、タクシー、<br>船舶) | 利用者のニーズを把握しつつ、他の主体と運行(運航)状況を共有し、連携により利用促進策を企画・実施します。          |
|              | 市民                                 | 日常生活体験をもとに、必要な交通情報などについて意見表明し、取り組みの基礎をつくります。                  |

|              |                                 |   |
|--------------|---------------------------------|---|
| <b>対応方針⑥</b> | <b>DXによる地域公共交通の利便性向上</b>        |   |
| 各主体<br>の役割   | 志摩市                             | スマートフォンやPC・タブレットなどの活用により、公共交通が利用者にとってより便利な選択肢となることを認知してもらうため、交通アプリの使用方法など、市民の情報端末の利用を支援します。                   |
|              | 交通事業者<br>(路線バス、<br>鉄道、タクシ<br>ー) | 時刻表や乗り継ぎ情報の掲載をはじめとして、利用者が交通情報を取得しやすい環境づくりに取り組みます。また、ICT(情報通信技術)を活用して、よりスマートで使い勝手の良い公共交通システムを導入し、利便性向上に取り組みます。 |



|                   |  |            |                  |            |            |
|-------------------|--|------------|------------------|------------|------------|
| 取組方向④             | 鶉方駅の乗り継ぎ機能の強化  |            |                  |            |            |
| 事業概要              | 主要な交通乗り継ぎ拠点である鶉方駅について、観光情報発信強化や、誰もが利用しやすい待合機能を確保することで、乗り継ぎ機能を強化し、地域公共交通の継続的な利用を促します。 |            |                  |            |            |
| 今後のスケジュール<br>(年度) | R6(2024)   | R7(2025)   | R8(2026)         | R9(2027)   | R10(2028)  |
|                   | 実施調整<br>■■■■■■■■■■   | ■■■■■■■■■■ | 実施<br>■■■■■■■■■■ | ■■■■■■■■■■ | ■■■■■■■■■■ |

|                   |  |                  |            |            |            |
|-------------------|--|------------------|------------|------------|------------|
| 対応方針⑤             | 路線バスの移動で訪問可能な施設情報の発信   |                  |            |            |            |
| 事業概要              | 既存地域公共交通(安乗線と志島循環線)の再編や既存地域公共交通を補完する移動手段(デマンド交通など)の確保の取り組みと併せて、バス路線ごとに利用可能施設の情報(施設ごとの営業時間、最寄りバス停留所など)を発信することで、路線バスなどの利用を促進します。 |                  |            |            |            |
| 今後のスケジュール<br>(年度) | R6(2024)   | R7(2025)         | R8(2026)   | R9(2027)   | R10(2028)  |
|                   | 実施調整<br>■■■■■  | 実施<br>■■■■■■■■■■ | ■■■■■■■■■■ | ■■■■■■■■■■ | ■■■■■■■■■■ |

|                   |   |            |            |            |            |
|-------------------|---|------------|------------|------------|------------|
| 対応方針⑥             | 地域公共交通に関する学習機会の確保   |            |            |            |            |
| 事業概要              | 児童・生徒を対象に、地域公共交通に親しみを持ち、自発的に環境にやさしい交通行動を選択できるように育つことを目的とし、交通環境学習(地域公共交通の乗車方法、時刻表・路線図の読み方など)の実践について、学校機関で促進し、将来の地域公共交通利用者の確保を図ります。 |            |            |            |            |
| 今後のスケジュール<br>(年度) | R6(2024)  | R7(2025)   | R8(2026)   | R9(2027)   | R10(2028)  |
|                   | 実施<br>■■■■■■■■■■  | ■■■■■■■■■■ | ■■■■■■■■■■ | ■■■■■■■■■■ | ■■■■■■■■■■ |

|                   |  |                  |            |            |            |
|-------------------|--|------------------|------------|------------|------------|
| 対応方針⑦             | 地域公共交通利用者への利用特典の提供   |                  |            |            |            |
| 事業概要              | 地域公共交通の利用者を対象に、市内の商業などの施設と連携し、各施設での特典が得られる取り組みを実施することにより、日中時間帯を中心に地域公共交通の利用を促進します。 |                  |            |            |            |
| 今後のスケジュール<br>(年度) | R6(2024)   | R7(2025)         | R8(2026)   | R9(2027)   | R10(2028)  |
|                   | 実施調整<br>■■■■■■■■■■   | 実施<br>■■■■■■■■■■ | ■■■■■■■■■■ | ■■■■■■■■■■ | ■■■■■■■■■■ |

|                   |   |          |          |          |           |
|-------------------|---|----------|----------|----------|-----------|
| 対応方針⑧             | イベント情報発信時における地域公共交通運行情報の掲載  |          |          |          |           |
| 事業概要              | イベント情報を発信する際に、イベント施設周辺の駅・停留所・港の名称や路線バス検索アプリなどを併記してもらうことにより、地域公共交通の利用を促進します。 |          |          |          |           |
| 今後のスケジュール<br>(年度) | R6(2024)  | R7(2025) | R8(2026) | R9(2027) | R10(2028) |
|                   | 準備 実施   |          |          |          |           |
|                   |   |          |          |          |           |

|                   |   |          |          |          |           |
|-------------------|---|----------|----------|----------|-----------|
| 対応方針⑨             | スマートフォンなどデジタル機器の活用による地域公共交通の利用促進  |          |          |          |           |
| 事業概要              | 高齢者などのスマートフォンの利用促進を図る取り組みと併せて、デマンド交通の予約システムなどを整備し、それらの使用方法などを習得支援することで、地域公共交通の利便性を高め、利用促進を図ります。 |          |          |          |           |
| 今後のスケジュール<br>(年度) | R6(2024)  | R7(2025) | R8(2026) | R9(2027) | R10(2028) |
|                   | 実施調整 実施   |          |          |          |           |
|                   |   |          |          |          |           |

## 第7章 計画の達成状況の評価

### 1 評価指標の設定

- 本計画に位置付けた事業の進捗状況の評価するため、次の指標を設定します。
- 毎年、志摩市地域公共交通会議において、実績値などを用いて評価し、進捗状況を管理していきます。

#### ア 地域基幹病院(県立志摩病院)の路線バス停留所乗降者数

- 高齢者の日常生活を支援することを目的とし、志摩病院バス停留所の乗降人員を評価します。

地域基幹病院の路線バス停留所乗降者数の目標値など

| 目標           | 現況値<br>(令和 5(2023)年度) | 目標値<br>(令和 10(2028)年度) | 把握方法                |
|--------------|-----------------------|------------------------|---------------------|
| 高齢者の公共交通利用促進 | 30人                   | 50人以上                  | 三重交通(株)の利用状況調査により把握 |

#### イ 観光客の横山 VIEW(ビュー)タクシー利用者数

- 観光客の公共交通により市内移動を支援することを目的とし、横山 VIEW(ビュー)タクシー利用者数を評価します。

観光客等の横山 VIEW(ビュー)タクシー利用者数の目標値など

| 目標                   | 現況値<br>(令和 5(2023)年度)<br>※4～9月までの実績 | 目標値<br>(令和 10(2028)年度) | 把握方法         |
|----------------------|-------------------------------------|------------------------|--------------|
| 観光客の市内周遊における公共交通利用促進 | 5,023人                              | 12,000人/年              | 市の事業実施状況より把握 |

#### ウ 高校生の市内路線バス・定期船通学定期購入数

- 高校生の通学を支援すること目的とし、市内路線バス・定期船通学定期購入数を評価します。

市内高校生の路線バス・定期船通学定期購入割合の目標値など

| 目標                  | 現況値<br>(令和 5(2023)年度) | 目標値<br>(令和 10(2028)年度) | 把握方法                          |
|---------------------|-----------------------|------------------------|-------------------------------|
| 高校生の通学等における公共交通利用促進 | 【路線バス】 %<br>【定期船】 %   | 【路線バス】 %<br>【定期船】 %    | 三重交通(株)、志摩マリレジャー(株)の販売状況により把握 |

※路線バスは市内対象年齢人口に占める定期購入者数割合、定期船は県立水産高校生生徒数に占める定期購入者数割合で算出

## 工 地域公共交通空白地域解消の取り組み実施地域数

- 地域公共交通空白地域を解消するため、地域公共交通計画に基づく、各地域特性に応じた課題解決の取り組みを行った地域数を評価します。

地域公共交通空白地域解消の取り組み実施地域数の目標値など

| 目標           | 現況値<br>(令和 5(2023)年度) | 目標値<br>(令和 10(2028)年度) | 把握方法         |
|--------------|-----------------------|------------------------|--------------|
| 地域公共交通空白地の解消 | —                     | 5 地域                   | 市の事業推進状況より把握 |

### 推進体制

- 本計画の評価・検証・進捗管理・改善策の検討は「志摩市地域公共交通会議(全体会)」が主体となって実施します。
- 原則として毎年4月に事業を開始し、9月に前年度の進捗状況を報告しながら、評価・検証・改善策の検討を行い、次年度の事業実施に反映していきます。

志摩市地域公共交通会議の運営方針

| 交通会議開催 |    | 事業検討<br>(Plan) | 事業実施<br>(Do) | 評価・検証<br>(Check) | 改善策の検討<br>(Action) |
|--------|----|----------------|--------------|------------------|--------------------|
| 令和6年度  | 4月 |                | ■            |                  |                    |
|        | 6月 | ○              |              |                  |                    |
|        | 9月 | ○              |              | ■                |                    |
|        | 1月 | ○              | ■            |                  | ■                  |
|        | 3月 |                |              |                  |                    |
| 令和7年度  | 4月 |                | ■            |                  |                    |
|        | 6月 | ○              |              |                  |                    |
|        | 9月 | ○              |              | ■                |                    |
|        | 1月 | ○              | ■            |                  | ■                  |
|        | 3月 |                |              |                  |                    |
| 令和8年度  | 4月 |                | ■            |                  |                    |
|        | 6月 | ○              |              |                  |                    |
|        | 9月 | ○              |              | ■                |                    |
|        | 1月 | ○              | ■            |                  | ■                  |
|        | 3月 |                |              |                  |                    |
| 令和9年度  | 4月 |                | ■            |                  |                    |
|        | 6月 | ○              |              |                  |                    |
|        | 9月 | ○              |              | ■                |                    |
|        | 1月 | ○              | ■            |                  | ■                  |
|        | 3月 |                |              |                  |                    |
| 令和10年度 | 4月 |                | ■            |                  |                    |
|        | 6月 | ○              |              |                  |                    |
|        | 9月 | ○              |              | ■                |                    |
|        | 1月 | ○              | ■            |                  | ■                  |
|        | 3月 |                |              |                  |                    |

中間見直し

※令和9年度 進捗状況に応じて次期計画の検討

## 1 市民ヒアリング調査及び民生委員アンケート調査

### (1) 調査目的

- 普段の生活スタイルなどを把握し、今後の事業検討を行うために実施しました。

### (2) 調査結果

#### ア 市全体の総括

- 買い物関連では、自動車などで移動する方は、買い物施設での購入可能品目などの違いを踏まえながら、買い物先を選択できている傾向があり、買い物頻度も高い傾向となっています。その一方で、自動車など以外で移動する方は、買い物先の選択肢が限られ、買い物頻度も総じて低い傾向があります。
- 通院関連では、自動車などで移動する方と自動車など以外で移動する方とで大きく通院先の地域は異なっておらず、通院頻度について、一般的に自動車などで移動する方と自動車など以外で移動する方とで通院頻度に差は生じていません。

#### イ 各地域の特徴

##### 浜島地域の特徴

| 地域名 | 買い物  | 通院   |
|-----|--|--|
| 浜島  | 自動車などで移動する方は、買い物先は阿児地域が中心となっているが、自動車など以外で移動する方は、阿児地域を中心に浜島地域となっています。一方、自動車など以外で移動する方の買い物頻度は、総じて低くなっています。 | 自動車などで移動する方は、通院先は、阿児地域が中心となっているが、自動車など以外で移動する方は、浜島地域を中心となっています。一方、自動車などで移動する方は、通院頻度は低い傾向となっています。 |
|     | 【困りごとなど】<br>足腰が弱くなりつつある中で、幹線道路まで徒歩で向かえなく、親族などの送迎によって買い物施設まで向かっていることなど。                                   | 【困りごとなど】<br>足腰が弱くなりつつある中で、幹線道路まで徒歩で向かえなく、親族などの送迎によって通院施設まで向かっていることなど。                            |

##### 大王地域の特徴

| 地域名 | 買い物   | 通院  |
|-----|---|---|
| 大王  | 自動車などで移動する方と自動車など以外で移動する方とで、買い物先の主な地域は大王地域であるが、自動車などで移動する方は、磯部地域にまで移動範囲を広げています。一方、自動車など以外で移動する方の買い物頻度は、総じて低くなっています。 | 自動車などで移動する方と自動車など以外で移動する方とで、買い物先の主な地域は大王地域であるが、自動車などで移動する方は、磯部地域まで移動範囲が広がっています。一方、自動車など以外で移動する方の買い物頻度は、総じて低くなっています。 |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | <p>【困りごとなど】</p> <p>大王地域の買い物施設では、購入可能品目が限られてくることから、他地域の買い物施設での買い物もしたい。傾斜があり購入した品を自宅に持って帰るのが大変であることなど。</p> | <p>【困りごとなど】</p> <p>傾斜があり幹線道路などの停留所まで向かうことが大変であること。</p> |
|--|--|--|

志摩地域の特徴

| 地域名 | 買い物   | 通院  |
|-----|---|---|
| 志摩  | <p>自動車などで移動する方と自動車など以外で移動する方とで、買い物先の地域(志摩地域が中心)に大きな差はありません。一方、自動車など以外で移動する方の買い物頻度は、総じて低くなっています。</p> | <p>自動車などで移動する方と自動車など以外で移動する方とで、通院先の主な地域(志摩地域が中心)は同じであるが、自動車など以外で移動する方は、大王地域や阿児地域にまで移動範囲が広がっています。一方、自動車などで移動する方の通院頻度は、総じて低くなっています。</p> |
|     | <p>【困りごとなど】</p> <p>志摩地域の買い物施設では、購入可能品目などが限られてくることから、他地域の買い物施設での買い物もしたいことなど。</p>                     | <p>【困りごとなど】</p> <p>志摩地域内での移動では、バイク(原付)で十分であるが、地域外に向かう場合は、バイク(原付)以外の移動手段が必要であることなど。</p>  |

阿児地域の特徴

| 地域名 | 買い物  | 通院   |
|-----|--|--|
| 阿児  | <p>自動車などで移動する方は、買い物先は阿児地域が中心となり、磯部地域にまで広がっているが、自動車など以外で移動する方は、阿児地域が中心となっています。一方、自動車などで移動する方と自動車など以外で移動する方とで買い物頻度に大きな差はありません。</p> | <p>自動車などで移動する方と自動車など以外で移動する方とで、通院先の主な地域(阿児地域)に差はありません。一方、自動車などで移動する方と自動車など以外で移動する方とで通院頻度に大きな差はありません。</p> |
|     | <p>【困りごとなど】</p> <p>阿児地域は施設が充実しているが、自宅からその施設までの距離が意外とあるため、目的地まで接続される移動手段がほしいことなど。</p>   | <p>【困りごとなど】</p> <p>阿児地域は施設が充実しているが、自宅からその施設までの距離が意外とあるため、目的地まで接続される移動手段がほしいことなど。</p>                     |

### 磯部地域の特徴

| 地域名 | 買い物  | 通院  |
|-----|--|---|
| 磯部  | 自動車などで移動する方と自動車など以外で移動する方とで、買い物先の地域(磯部地域が中心で阿児地域にまで広がっている)に大きな差はありません。一方、自動車など以外で移動する方の買い物頻度は、総じて低くなっています。 | 自動車などで移動する方と自動車など以外で移動する方とで、通院先の地域(磯部地域が中心で阿児地域などに広がっている)に大きな差はありません。一方、自動車などで移動する方と自動車など以外で移動する方とで通院頻度に大きな差はありません。 |
|     | 【困りごとなど】<br>足腰が弱くなりつつある中で、自宅から外出することも大変となっており、親族などの送迎によって買い物施設まで向かっていることなど。                                | 【困りごとなど】<br>足腰が弱くなりつつある中で、自宅から外出することも大変となっており、親族などの送迎によって通院施設まで向かっていることなど。  |

## 2 利用者ヒアリング調査

### (1) 調査目的

- 地域公共交通(路線バスの各路線・和具航路)の利用ケースなどを把握し、今後の事業検討を行うために実施しました。

### (3) 調査結果

#### ア 路線バス

- 次のとおりです。

#### 各路線の特徴

| 路線名  | 平・休日 | 時間帯を考慮した利用目的傾向   | 最多目的地             |
|------|------|--|-------------------|
| 御座線  | 平日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 主に通学目的で利用</li> <li>➤ 日中時間帯は通院又は買い物などが中心</li> </ul>  | 県立水産高校            |
|      | 休日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 主に買い物・食事目的で利用</li> <li>➤ その他には市外への移動又は通学</li> </ul> |                   |
| 宿浦線  | 平日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 主に通勤目的で利用</li> <li>➤ その他には通学又は通院で利用</li> </ul>      | 県立志摩病院<br>又は皇學館大学 |
|      | 休日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 主に通学目的で利用</li> <li>➤ その他には通勤や宿泊施設への移動で利用</li> </ul> |                   |
| 五ヶ所線 | 平日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 主に通勤目的や広域移動(市外への移動)で利用</li> </ul>                   | 伊勢神宮              |
|      | 休日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 主に通勤目的で利用</li> </ul>                                | サンプルなし            |

|       |    |  |         |
|-------|----|--|---------|
| 安乗線   | 平日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 主に通勤目的で利用</li> <li>➤ その他には買い物・食事や通学又は市外への移動で利用</li> </ul>             | イオン阿児店  |
|       | 休日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 主に通勤目的で利用</li> <li>➤ その他には買い物・食事や市外への移動又は親族・友人宅への訪問で利用</li> </ul>     |         |
| 志島循環線 | 平日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 日中時間帯を中心に買い物・食事で利用</li> <li>➤ その他に多様な目的(通学、通院、宿泊施設への移動)に利用</li> </ul> | イオン阿児店  |
|       | 休日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 主に通勤や通院目的で利用</li> </ul>   | サンプルなし  |
| スペイン線 | 平日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 主に娯楽施設への移動目的で利用</li> <li>➤ その他には市外への移動で利用</li> </ul>                  | 志摩スペイン村 |
|       | 休日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 主に娯楽施設への移動目的で利用</li> <li>➤ その他には市外への移動又は宿泊施設への移動で利用</li> </ul>        |         |

## イ 定期船(和具航路)

### 各路線の特徴

| 路線名  | 平日・休日別 | 時間帯を考慮した利用目的傾向   | 最終目的地<br>(最多) |
|------|--------|--|---------------|
| 和具航路 | 平日     | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 通学や買い物などの他、観光などにも利用されており、多様な目的で利用</li> </ul>    | 間崎簡易郵便局       |
|      | 休日     | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 主に観光地への移動時に利用されており、他には市民の買い物・通院などで利用</li> </ul> | ラグナ伊勢志摩       |

### 3 交通事業者ヒアリング調査

#### (1) 調査目的

- 地域公共交通事業者(路線バス・航路)の現状などを把握し、今後の事業検討を行うために実施しました。

#### (2) 調査結果

- 次のとおりです。

#### 交通事業者からのヒアリング結果(主なもの)

| 交通事業者        | 課題など   |
|--------------|--|
| 三重交通(株)      | <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 日常生活路線は学生利用が中心であり、移動需要が喪失(コロナ前を 100 とすると 25%の減少)していることから、効率的な運行をはじめ、路線の維持においては、利用促進などの取組が必要である。</li><li>➤ 路線バスの継続利用を図るため、最も人の交流が多い鷺方駅において、鷺方駅1階フロアのファミリーマート跡地又はレンタサイクルの設置場所を屋内待合所として使えるようにすることやトイレが整備される必要がある。</li></ul> |
| 志摩マリンレジャー(株) | <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 和具航路は損失が大きく、民間事業者主体で運航するだけでは事業の継続性を担保できないことから、行政が主体で運航することを期待し、三重県補助金額と同額の補助を市が実施する必要がある。</li><li>➤ 時間帯によっては、利用が少ない便もあることから、運航効率が高いダイヤ設定とする必要がある。</li></ul>  |
| 近畿日本鉄道(株)    | <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 想像以上に利用者が戻ってきていない状況であり、運賃改定(17%増)により運賃を上げても、収入が△10%近く下がっている。非常に厳しい状況から、利用者の確保を図る必要がある。なお、通学定期は、8割引きでかなりお得である。また、サイクルトレインの普及を図っていくことも必要である。</li></ul>   |

## 4 公共交通地域別住民懇談会

### (1) 調査目的

- 利用者が減少傾向にある志摩市内の公共交通を守っていくため、市民、行政、交通事業者にできること、また、公共交通に対する市民の思いなどを意見交換することを目的に実施しました。

### (2) 開催結果

- 次のとおりです。

| 地域名 | 開催日              | 場所           | 参加者数 |
|-----|------------------|--------------|------|
| 浜島  | 令和4(2022)年11月26日 | 浜島生涯学習センター   | 21人  |
| 大王  | 令和4(2022)年11月19日 | 大王公民館        | 21人  |
| 志摩  | 令和4(2022)年11月27日 | 志摩文化会館       | 24人  |
| 阿児  | 令和4(2022)年12月3日  | 志摩市役所        | 32人  |
| 磯部  | 令和4(2022)年12月11日 | 磯部生涯学習センター   | 55人  |
| 間崎  | 令和5(2023)年3月16日  | 間崎島開発総合センター  | 11人  |
| 渡鹿野 | 令和5(2022)年3月30日  | 渡鹿野島開発総合センター | 6人   |

### (3) 主な意見内容

- 次のとおりです。

| 地域名 | 提出された意見(趣旨)  |
|-----|--|
| 浜島  | <p>○公共交通の利用機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物先での買い物物品の配達制度</li> <li>・浜島地域外への買い物等のニーズを満たせる新たな移動手段の導入</li> </ul> <p>○移動困難者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車を運転できる方と介護認定を受けている方以外の移動が困難</li> <li>・道幅が狭いことから、シニアカーで移動するためのシニアカー置き場の確保</li> <li>・路線バスを利用するための自宅から停留所まで接続手段の確保</li> </ul> <p>○移動補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バスのお試し期間の創設</li> </ul> <p>○のってかんせ号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転手の確保が課題</li> </ul> |

| 地域名 | 提出された意見(趣旨)  |
|-----|--|
| 大王  | <p>○公共交通の利用機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「広報しま」への路線バス時刻表や運賃を掲載依頼</li> <li>・イオン阿児店や県立志摩病院への御座線乗り入れ</li> <li>・路線バスの貨客混載(貨は買い物品を指す)</li> <li>・医療機関や買い物施設の要素と路線バス情報が合わさったマップの作成・提供</li> </ul> <p>○移動困難者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車を運転できる方と介護認定を受けている方以外の方の移動困難</li> <li>・道幅が狭いことから、シニアカーで移動するためのシニアカー置き場の確保</li> <li>・路線バスを利用するための自宅から停留所まで接続手段の確保</li> <li>・生活のライフスタイル(ぎゅーとら等)を踏まえた停留所やルート設定等がなされた既存公共交通又は新たな移動手段の確保</li> </ul> <p>○移動補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「志摩市遠距離通学補助金交付要綱」では、船越は通学費補助を受けられるが、波切では受けられないことに対する補助要件の見直し</li> <li>・タクシーの初乗り補助金や路線バスの運賃額補助制度の創設</li> </ul> |

| 地域名 | 提出された意見(趣旨)  |
|-----|--|
| 志摩  | <p>○公共交通の利用機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重交通(株)のアプリ(路線バス車両の運行位置がリアルタイムで確認可能等)を「広報しま」などの周知による利用促進</li> <li>・電車や路線バスの時刻表配布</li> </ul> <p>○移動困難者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活のライフスタイル(外出時間等)を踏まえた移動手段の確保</li> <li>・シニアカーで移動する機会があり、シニアカー置き場の確保</li> </ul> <p>○移動補助等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたち等が自由に外出できるよう定期券補助制度の創設</li> <li>・運賃の値下げ</li> <li>・運転免許証自主返納者割引制度(路線バスの運賃割引制度)の免許返納者以外までの拡充</li> </ul> |

| 地域名 | 提出された意見(趣旨)  |
|-----|--|
| 阿児  | <p>○公共交通の利用機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バスの時刻表配布や利用方法の周知</li> </ul> <p>○移動困難者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全域を運行するハッスル号のような移動手段の確保</li> <li>・シニアカーで移動するためのシニアカー置き場の確保</li> </ul> |

| 地域名 | 提出された意見(趣旨)  |
|-----|--|
| 磯部  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○移動困難者への対応</li> <li>・生活のライフスタイル(外出時間等)を踏まえた移動手段の確保</li> <li>○移動補助</li> <li>・タクシー券の補助制度の創設</li> <li>○【磯部地域】ハッスル号</li> <li>・生活圏内の再確認とそれぞれの目的地への停留所創設</li> <li>・鉄道駅と磯部バスセンター停留所での接続改善</li> </ul> |

| 地域名 | 提出された意見(趣旨)   |
|-----|---|
| 渡鹿野 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○市運航船</li> <li>・帰宅時に鵜方まで移動可能な運航便の創設</li> <li>○ハッスル号との接続</li> <li>・磯部地域の医院を利用する際の、市運航船とハッスル号との接続改善</li> <li>・ハッスル号(うみルート)ルートの支所までの拡充</li> </ul> |

| 地域名 | 提出された意見(趣旨)   |
|-----|---|
| 間崎  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○定期船</li> <li>・定期航路の天候による運休時の移動や、運休/再運航の情報周知が課題</li> <li>・賢島駅における定期船と鉄道の接続時間</li> <li>・定期船で和具港に到着した後の移動手段の確保</li> <li>・定期船の乗降環境の整備</li> <li>・島外の人の間崎島へ来訪するための施策の必要性</li> </ul> |

## バス停留所「福祉センター」の状況について

## 1. 停留所設置に係る経緯について

バス停留所「福祉センター」につきましては、志摩市阿児健康福祉センター「サンライフあご」の改修工事実施に伴い、敷地内への乗り入れが困難となったことから、利用者数が少数であることも考慮し、令和4年9月26日付けにて停留所を一旦廃止しました。

この度、改修工事が終了し、相談機能の拡充など、施設の利便性が高まり、利用者数や利用頻度の向上が見込めることから、来庁者の交通手段として、令和6年4月1日を目標に、再設置します。

## 2. 改修工事について

場 所： 志摩市阿児健康福祉センター「サンライフあご」  
志摩市阿児町鶉方 3098 番地 1  
工 期： 令和4年8月30日～令和5年9月29日

## 3. 過去バス停留所の利用状況

志摩市では、令和30年度（平日・休日各1日（合計2日間））及び、令和4年7月（平日・土曜日・日曜日各1日（合計3日間））において、志島循環線の乗降調査を実施しています。

乗降調査の結果、全ての調査日において、バス停留所「福祉センター」の乗降利用はありませんでした。

また、令和4年6月に、三重交通株式会社が実施した志島循環線の乗降調査（平日・土曜日・日曜日各1日（合計3日間））においても、バス停留所「福祉センター」の乗降利用はありませんでした。

バス停位置図



## バス停留所「福祉センター」設置に係る協議の流れ

## 1. 道路運送法施行規則の改正について

令和 5 年 10 月 1 日付け、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）および道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）が改正され、協議運賃の進め方がこれまでと変更となったことにより、バス停留所設置に係る協議を下記のとおり進める方針としたい。

参考：[資料 2-4](#)

## 2. 協議の流れ

- ①市HPによるパブリックコメントの実施  
・ 運賃設定



- ②運賃協議会（法第 9 条第 4 項）  
・ 運賃設定

## 【委員構成（案）】

- (1) 志摩市  
(2) 三重交通(株)  
(3) 三重運輸支局  
(4) 該当路線および停留所が存在する町の市自治会連合会推薦委員



- ③地域公共交通会議（法施行規則第 1 条の 2）  
・ 路線新設  
・ 運行計画  
・ 運賃設定（報告） 等

## 協議会構成等の例示

| 法第 9 条第 4 項の協議会<br>（協議運賃） |   |
|---------------------------|---|
| 根拠                        | 道路運送法（第 9 条第 4 項）   |
| 協議事項                      | 運賃・料金等に関する事項  |
| 対象                        | 一般乗合旅客運送<br>市町村又は都道府県   |
| 構成員                       | 運賃等を定めようとする一般乗合旅客<br>自動車運送事業者<br>運輸局<br>関係住民の意見を代表する者として指名する者 |

出展：乗合事業に係る協議運賃の取扱いについて  
（中部運輸局）

# 乗合事業に係る協議運賃の取扱いについて

---

令和5年9月

中部運輸局

# 地域公共交通会議に関する規定の整理について

(国土交通本省説明資料より)

- 現行の道路運送法（以下「運送法」という。）第9条第4項は、一般乗合旅客自動車運送事業における協議運賃制度を規定している。  
具体的には、一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調ったときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第1項及び前項の規定にかかわらず、届出をもって足りることを規定している。
- 道路運送法施行規則（以下「運送法施行規則」という。）第9条の2においては、現行の運送法第9条第4項における関係者の間で協議が調ったときは、地域公共交通会議（又は地域交通法の協議会）で協議が調ったときと規定している。運送法施行規則第9条の3においては、地域公共交通会議の構成員を規定している。
- 改正法により、協議運賃においては、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、運送法第9条第4項各号に定める構成員により協議することとし、その構成員については、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないように、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとしたため、運送法施行規則第9条の2及び第9条の3について、整理を行う必要がある。
- 他方、運送法第15条の2第1項（事業計画変更）、第20条第2項（営業区域外旅客運送）、第79条の4第1項第5号（自家用有償旅客運送）については、運送法施行規則第15条の4第2号、第18条の3、第51条の7により、地域公共交通会議で協議が調ったときを要件としており、地域公共交通会議は引き続き運送法施行規則において位置づける必要があるところ、上記のように複数箇所にもたがって用いられる概念であることから、総則において定義を置くことがわかりやすいと考えられる。
- 以上のことから、第1条に地域公共交通会議の定義を置くこととし、構成員については、現行の運送法施行規則第9条の3第1項及び第2項に相当する規定を、第1条の2（新設）に規定することとする。

# 道路運送法施行規則の改正(令和5年10月1日施行)

## 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)

### 【旧】

#### (地域公共交通会議の構成員)

**第九条の三** 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

**2** 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
- イ 道路管理者
  - ロ 都道府県警察
  - 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

# 道路運送法施行規則の改正(令和5年10月1日施行)

## 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)

### 【新】

#### (地域公共交通会議の構成員)

**第一条の二** 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

**六 自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に自家用有償旅客運送を行つている第四十九条に規定する特定非営利活動法人等**

**2** 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
- イ 道路管理者
- ロ 都道府県警察
- 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

**公共交通会議の構成員は、自家用有償運送に係る協議に関する明記がされたのみ(乗合を協議するに当たっては実質変更なし)**

# 道路運送法の改正(令和5年10月1日施行)

## 道路運送法(昭和26年法律第183号)

### 【旧】

#### (一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

##### 第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調つたときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

### 【新】

#### (一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

##### 第九条

運賃を協議するための協議会を新たに設置・・・構成員は以下4者

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域)以下この項において「路線等」という。)に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

当該乗合事業者のみが参加

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

公聴会の開催等が義務付け

# 改正後の地域公共交通会議

|                                   | 地域公共交通会議  |  | 地域公共交通会議   |                |                |      |              |    |          |     |           |                               |     |           |                           |       |  |        |  |                                   |  |
|-----------------------------------|---|--|--|----------------|----------------|------|--------------|----|----------|-----|-----------|-------------------------------|-----|-----------|---------------------------|-------|--|--------|--|-----------------------------------|--|
| 根拠                                | 道路運送法施行規則<br>(第9条の3)  | 根拠   | 道路運送法施行規則<br><b>(第1条の2)</b>  |                |                |      |              |    |          |     |           |                               |     |           |                           |       |  |        |  |                                   |  |
| 主な協議事項                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>乗合旅客運送の態様<br/>(路線定期・不定期、区域)</li> <li><b>運賃・料金等に関する事項</b></li> <li>自家用有償旅客運送の必要性、<br/>交通事業者による困難性</li> <li>旅客から収受する対価に関する<br/>事項 等</li> </ul> | 主な協議事項   | <ul style="list-style-type: none"> <li>乗合旅客運送の態様<br/>(路線定期・不定期、区域)</li> <li>自家用有償旅客運送の必要性、<br/>交通事業者による困難性</li> <li>旅客から収受する対価に関する<br/>事項 等</li> </ul> |                |                |      |              |    |          |     |           |                               |     |           |                           |       |  |        |  |                                   |  |
|                                   | 対象  |  | バス、タクシー、自家用有償旅客<br>運送  | 対象             | 変更なし           |      |              |    |          |     |           |                               |     |           |                           |       |  |        |  |                                   |  |
| 構成員                               | 市町村又は都道府県   | 構成員  | 変更なし   |                |                |      |              |    |          |     |           |                               |     |           |                           |       |  |        |  |                                   |  |
|                                   | 一般旅客自動車運送事業者及びその<br>組織する団体  | <div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>法第9条第4項の協議会<br/>(協議運賃)</b></p> <table border="1"> <tr> <td>根拠</td> <td>道路運送法 (第9条第4項)</td> </tr> <tr> <td>協議事項</td> <td>運賃・料金等に関する事項</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>一般乗合旅客運送</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">構成員</td> <td>市町村又は都道府県</td> </tr> <tr> <td>運賃等を定めようとする一般乗合旅客<br/>自動車運送事業者</td> </tr> <tr> <td>運輸局</td> </tr> <tr> <td>事業者の運転者組織</td> <td>関係住民の意見を代表する者として指<br/>名する者</td> </tr> <tr> <td>道路管理者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県警察</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学識経験者その他地域公共交通会<br/>議の運営上必要と認められる者</td> <td></td> </tr> </table> </div> |  | 根拠             | 道路運送法 (第9条第4項) | 協議事項 | 運賃・料金等に関する事項 | 対象 | 一般乗合旅客運送 | 構成員 | 市町村又は都道府県 | 運賃等を定めようとする一般乗合旅客<br>自動車運送事業者 | 運輸局 | 事業者の運転者組織 | 関係住民の意見を代表する者として指<br>名する者 | 道路管理者 |  | 都道府県警察 |  | 学識経験者その他地域公共交通会<br>議の運営上必要と認められる者 |  |
|                                   | 根拠  |  |  | 道路運送法 (第9条第4項) |                |      |              |    |          |     |           |                               |     |           |                           |       |  |        |  |                                   |  |
|                                   | 協議事項  |  |  | 運賃・料金等に関する事項   |                |      |              |    |          |     |           |                               |     |           |                           |       |  |        |  |                                   |  |
|                                   | 対象  |  |  | 一般乗合旅客運送       |                |      |              |    |          |     |           |                               |     |           |                           |       |  |        |  |                                   |  |
|                                   | 構成員   |  |  | 市町村又は都道府県      |                |      |              |    |          |     |           |                               |     |           |                           |       |  |        |  |                                   |  |
|                                   |   | 運賃等を定めようとする一般乗合旅客<br>自動車運送事業者  |  |                |                |      |              |    |          |     |           |                               |     |           |                           |       |  |        |  |                                   |  |
| 運輸局                               |   |  |  |                |                |      |              |    |          |     |           |                               |     |           |                           |       |  |        |  |                                   |  |
| 事業者の運転者組織                         | 関係住民の意見を代表する者として指<br>名する者   |  |  |                |                |      |              |    |          |     |           |                               |     |           |                           |       |  |        |  |                                   |  |
| 道路管理者                             |   |  |  |                |                |      |              |    |          |     |           |                               |     |           |                           |       |  |        |  |                                   |  |
| 都道府県警察                            |   |  |  |                |                |      |              |    |          |     |           |                               |     |           |                           |       |  |        |  |                                   |  |
| 学識経験者その他地域公共交通会<br>議の運営上必要と認められる者 |   |  |  |                |                |      |              |    |          |     |           |                               |     |           |                           |       |  |        |  |                                   |  |
| 住民又は旅客                            |   |  |  |                |                |      |              |    |          |     |           |                               |     |           |                           |       |  |        |  |                                   |  |
| 運輸局                               |   |  |  |                |                |      |              |    |          |     |           |                               |     |           |                           |       |  |        |  |                                   |  |
| 事業者の運転者組織                         |   |  |  |                |                |      |              |    |          |     |           |                               |     |           |                           |       |  |        |  |                                   |  |
| 道路管理者                             |   |  |  |                |                |      |              |    |          |     |           |                               |     |           |                           |       |  |        |  |                                   |  |
| 都道府県警察                            |   |  |  |                |                |      |              |    |          |     |           |                               |     |           |                           |       |  |        |  |                                   |  |
| 学識経験者その他地域公共交通会<br>議の運営上必要と認められる者 |   |  |  |                |                |      |              |    |          |     |           |                               |     |           |                           |       |  |        |  |                                   |  |

# 法第9条第4項の協議会について

## 法第9条第4項の協議会（協議運賃）

|      |   |
|------|---|
| 根拠   | 道路運送法（第9条第4項）   |
| 設置目的 | 従来「地域公共交通会議」にて協議されていた協議運賃について、今般の法改正の趣旨を踏まえ、独占禁止法に抵触しない形で協議を行うために設置する。  |
| 協議事項 | 地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議する。   |
| 対象   | 一般乗合旅客運送  |
| 構成員  | <p>市町村又は都道府県</p> <p>運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者</p> <p>運輸局</p> <p>関係住民の意見を代表する者として指名する者</p>                     |
| 開催方法 | 独占禁止法に抵触しないよう構成員を限定し、地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、上記構成員以外の地域公共交通会議構成員を退室又は別室で行うなど十分注意する。対面による開催の他、書面による協議もできるものとする。 |



# 法第9条第5項の公聴会の開催等について

## 道路運送法第9条第5項

道路運送法第9条第4項の規定による運賃等の協議にあたっては、あらかじめ、市町村の長又は都道府県知事は公聴会の開催、パブリックコメントの実施等により住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じる必要がある。

## 公聴会等の手法

運送する路線等にかかる住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法としては、法令上、公聴会の開催は例示であり、以下の方法などが想定される。



①公聴会の開催  
(住民)  
(利用者)  
(利害関係者)



②パブリックコメントの募集  
(住民)  
(利用者)  
(利害関係者)



③市政広報誌への掲載  
(住民)  
(利用者)  
(利害関係者)



④アンケート調査  
(住民)  
(利用者)



+ ⑤事業者団体へのヒアリング  
(利害関係者)

※ ( ) 内は想定する対象者

上記①、②、③はいずれかを実施、④と⑤は併せて実施することで道路運送法第9条第5項を満たすものと考えられる。

# 【参考】改正前の各種会議体の比較

|        | 法定協議会  | 地域公共交通会議  | 運営協議会  | 地域協議会   |
|--------|--|---|--|---|
| 根拠     | 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律<br>(第6条)  | 道路運送法施行規則<br>(第9条の3)  | 道路運送法施行規則<br>(第51条の8)  | 道路運送法施行規則<br>(第15条の4第2項)  |
| 主宰     | 市町村(複数可)又は都道府県   | 市町村(複数可)又は都道府県  | 市町村(複数可)又は都道府県   | 都道府県  |
| 主な協議事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な事項</li> <li>道路運送法の各種特例(右の地域公共交通会議、運営協議会と同じ)</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>乗合旅客運送の態様(路線定期・不定期、区域)</li> <li>運賃・料金等に関する事項</li> <li>自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性</li> <li>旅客から収受する対価に関する事項 等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性</li> <li>旅客から収受する対価に関する事項</li> </ul> ※特定非営利活動法人等(申請者)に意見を聴取             | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するための枠組みづくり</li> <li>具体的な路線に係る生活交通の確保に関する計画の作成</li> </ul> ※特例は路線の休廃止のみ |
| 対象     | 多様な交通モード   | バス、タクシー、自家用有償旅客運送   | 自家用有償旅客運送  | 特に定めない  |
| 構成員    | 主宰者(市町村又は都道府県)<br>公共交通事業者・道路管理者・港湾管理者その他事業を実施すると見込まれる者<br>公安委員会、利用者、学識経験者その他地方公共団体が認める者<br>※道路運送法の特例を受けるためには、地域公共交通会議の構成員を満たす必要がある | 主宰者(市町村又は都道府県)<br>一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体<br>住民又は旅客<br>運輸局<br>事業者の運転者組織<br>道路管理者<br>都道府県警察<br>学識経験者その他地域公共交通会議の運営上必要と認められる者                                    | 主宰者(市町村又は都道府県)<br>一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体<br>住民又は旅客<br>運輸局<br>事業者の運転者組織<br>現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等<br>学識経験を有する者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者 | 少なくとも都道府県、関係市町村、運輸局、関係旅客自動車運送事業者<br>※分科会等を地域ごとに組織することも可   |

# 【参考】改正後の各種会議体の比較(令和5年10月1日施行)

|        | 法定協議会  | 地域公共交通会議  | 運営協議会   | 法第9条第4項の協議会   | 地域協議会  |
|--------|--|---|---|---|--|
| 根拠     | 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(第6条)  | 道路運送法施行規則(第1条の2)  |   | 道路運送法(第9条第4項)   | 道路運送法施行規則(第15条の4第2項)   |
| 主宰     | 市町村(複数可)又は都道府県   | 市町村(複数可)又は都道府県  |   | 特に定めない  | 都道府県   |
| 主な協議事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な事項</li> <li>道路運送法の各種特例(右の地域公共交通会議、運営協議会と同じ)</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>乗合旅客運送の態様(路線定期・不定期、区域)</li> <li>自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性</li> <li>旅客から収受する対価に関する事項等</li> </ul> <p>※特定非営利活動法人等(申請者)に意見を聴取</p>                              | <p>←地域公共交通会議へ統合</p> <p>※ただし、経過措置により現に存する改正前の道路運送法施行規則第51条の7第1号に規定する運営協議会は、改正後の道路運送法施行規則第4条第2項に規定する地域公共交通会議とみなされる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>運賃・料金等に関する事項</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するための枠組みづくり</li> <li>具体的な路線に係る生活交通の確保に関する計画の作成</li> </ul> <p>※特例は路線の休廃止のみ</p> |
| 対象     | 多様な交通モード   | バス、タクシー、自家用有償旅客運送   |   | 一般乗合旅客運送  | 特に定めない   |
| 構成員    | <p>主宰者(市町村又は都道府県)</p> <p>公共交通事業者・道路管理者・港湾管理者その他事業を実施すると見込まれる者</p> <p>公安委員会、利用者、学識経験者その他地方公共団体が認める者</p> <p>※道路運送法の特例を受けるためには、地域公共交通会議の構成員を満す必要がある</p> | <p>主宰者(市町村又は都道府県)</p> <p>一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体</p> <p>住民又は旅客</p> <p>運輸局</p> <p>事業者の運転者組織</p> <p>道路管理者</p> <p>都道府県警察</p> <p>学識経験者その他地域公共交通会議の運営上必要と認められる者</p> <p>※現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等</p> |   | <p>市町村又は都道府県</p> <p>運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者</p> <p>運輸局</p> <p>関係住民の意見を代表する者として指名する者</p> <p>※市町村又は都道府県は協議するときは、あらかじめ、公聴会の開催等関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じる</p> | <p>少なくとも都道府県、関係市町村、運輸局、関係旅客自動車運送事業者</p> <p>※分科会等を地域ごとに組織することも可</p>   |

志摩市デマンド交通実証運行 実施要項 (案)

1. 趣 旨

志摩市においては、市内を運行する路線バスや鉄道などの地域間幹線交通や、半島地形を繋ぐ湾内航路などの既存公共交通を最大限に活用することを前提に、既存公共交通の駅や停留所、商業施設や医療機関への移動を可能とし、公共交通空白を解消するための、地域特性に応じた、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を目指しています。

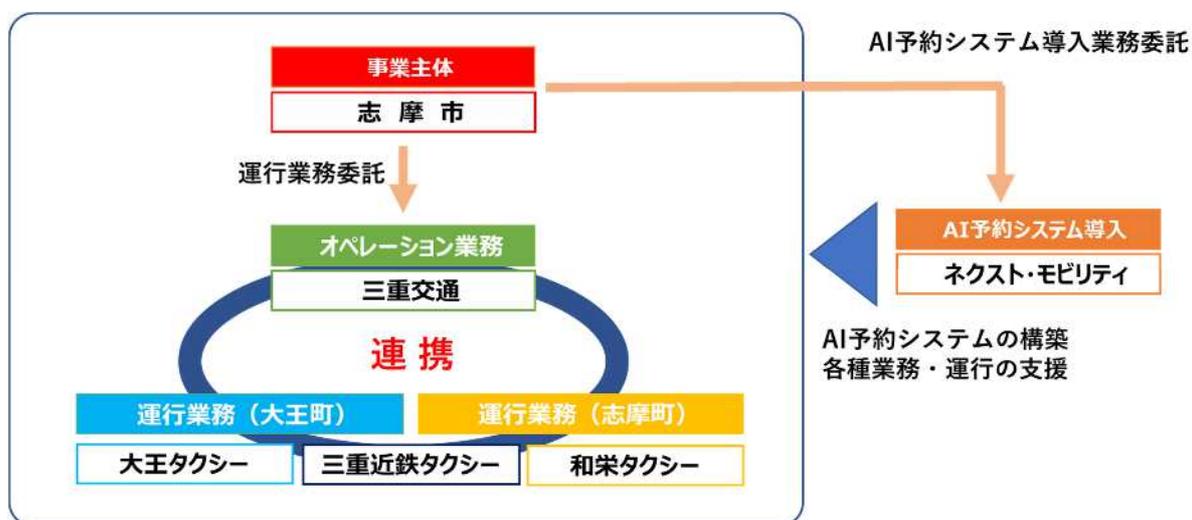
地域公共交通ネットワーク構築に向けた取り組みの一環として、志摩市大王町及び志摩市志摩町において、デマンド交通の実証運行を実施します。

2. 実施主体

三重県志摩市

3. 連携（協力）事業者

- (1) 三重交通株式会社
- (2) 三重近鉄タクシー株式会社
- (3) 有限会社和栄タクシー
- (4) 大王タクシー株式会社
- (5) ネクスト・モビリティ株式会社



#### 4. 運行期間

令和6年1月10日（水）から令和6年3月29日（金）まで

※運行は土日祝を除く平日のみとします。

#### 5. 運行時間

午前9時から午後5時まで

#### 6. 運行区域

志摩市大王町内 及び 志摩市志摩町内

※原則として各町内を超える運行は行いません。

#### 7. 運賃

乗車1回あたり200円を収受します。

ただし、次に掲げる者の運賃は、乗車1回あたり100円とします。

（1）中学生以下の者

（2）障がい者

（3）路線バスとの乗り継ぎのためにデマンド交通を利用する者

※小学生未満の者の運賃は無料とする。

#### 8. 停留所

別紙のとおり

# 志摩町全域 デマンド交通停留所 設置箇所図(案)



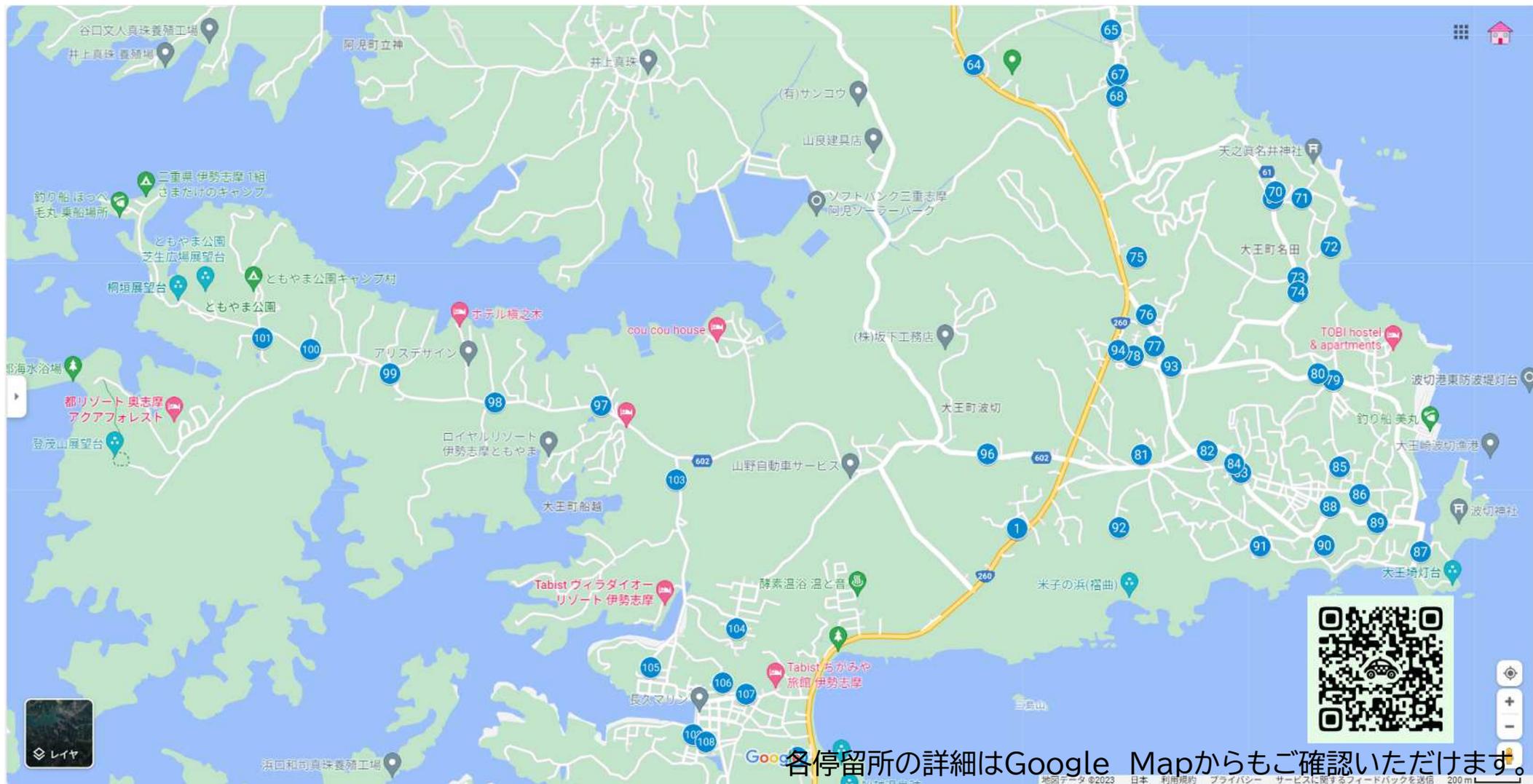
各停留所の詳細はGoogle Mapからもご確認いただけます。

Google My Maps



| 名称                | 名称               | 名称               | 名称              | 名称                | 名称         |
|-------------------|------------------|------------------|-----------------|-------------------|------------|
| 1 志摩市民病院          | 13 ごみ集積所(片田17)   | 25 志摩文化会館        | 37 ごみ集積所(和具21)  | 49 御座郵便局          | 61 布施田③    |
| 2 ファミリーマートしま片田店   | 14 山本クリニック       | 26 JA伊勢志摩支店      | 38 和具漁港公園       | 50 コメリハード&グリーン志摩店 | 62 アイリス美容院 |
| 3 バス停(片田稲荷前・御座方面) | 15 ごみ集積所(片田1)    | 27 ファミリーマート志摩和具店 | 39 越賀地区一時避難所    | 51 百五銀行和具支店       |            |
| 4 バス停(片田稲荷前・鵜方方面) | 16 介護老人保険施設志摩の里  | 28 大山歯科クリニック     | 40 バス停(越賀神社前)   | 52 志摩郵便局          |            |
| 5 ごみ集積所(片田19)     | 17 バス停(布施田・鵜方方面) | 29 前島診療所         | 41 西岡歯科医院       | 53 マックスバリュ志摩和具店   |            |
| 6 セレモホール志摩        | 18 バス停(布施田・御座方面) | 30 定期船乗り場        | 42 バス停(越賀)      | 54 新志摩幼保園         |            |
| 7 片田共同福祉施設        | 19 志摩B&G海洋センター   | 31 鍋島医院          | 43 井上医院         | 55 民宿「海女の里」       |            |
| 8 バス停(片田・鵜方方面)    | 20 クスリのアオキ布施田店   | 32 志摩小学校体育館      | 44 越賀地区多目的集会施設  | 56 布施田①           |            |
| 9 バス停(片田・御座方面)    | 21 ぎゅーとらラブリー志摩店  | 33 県立水産高校        | 45 あずり浜(公衆トイレ)  | 57 バス停(布施田・鵜方方面)  |            |
| 10 ごみ集積所(片田6)     | 22 ごみ集積所(布施田7)   | 34 三重外湾漁協和具支所    | 46 バス停(御座)      | 58 バス停(布施田・御座方面)  |            |
| 11 ごみ集積所(片田5)     | 23 弁天座跡地         | 35 ごみ集積所(和具11)   | 47 旧御座小学校       | 59 布施田②           |            |
|                   |                  | 36 おりきの松公園       | 48 御座コミュニティセンター | 60 漁協事務所前         |            |

# 大王町全域 デマンド交通停留所 設置箇所図(案)



各停留所の詳細はGoogle Mapからもご確認いただけます。

| 名称                 | 名称              | 名称                  | 名称                    | 名称          |
|--------------------|-----------------|---------------------|-----------------------|-------------|
| 1 志摩市民病院           | 72 名田公民館        | 82 あがわ医院            | 92 大王中学校              | 102 船越地区公民館 |
| 63 ローソン 志摩大王町畔名店   | 73 バス停(名田・御座方面) | 83 バス停(大王小坂・市役所方面)  | 93 マックスバリュエクスプレス志摩波切店 | 103 船越北側①   |
| 64 ファミリーマート 大王あげな店 | 74 バス停(名田・鶴方方面) | 84 バス停(大王小坂・市民病院方面) | 94 和気医院               | 104 船越北側②   |
| 65 畔名津波避難タワー       | 75 大王公民館        | 85 ごみ集積所(波切33)      | 95                    | 105 船越北側③   |
| 66 バス停(畔名丸岡・鶴方方面)  | 76 JA伊勢 大王支店    | 86 大王柔剣道場           | 96 ごみ集積所(登茂山1)        | 106 船越北側④   |
| 67 バス停(畔名丸岡・御座方面)  | 77 百五銀行 波切出張所   | 87 大王崎駐車場           | 97 ごみ集積所(登茂山2)        | 108 魚敏駐車場   |
| 68 ごみ集積所(畔名9)      | 78 ぎゅーとら波切店     | 88 大王郵便局            | 98 ごみ集積所(登茂山3)        | 109 石吉組倉庫前  |
| 69 バス停(名田会神・鶴方方面)  | 79 バス停(田神・御座方面) | 89 波切コミュニティセンター     | 99 ごみ集積所(登茂山4)        | 110 祥雲寺駐車場  |
| 70 バス停(名田会神・御座方面)  | 80 バス停(田神・鶴方方面) | 90 大王小学校駐車場         | 100 ごみ集積所(登茂山5)       |             |
| 71 JA名田支店前空き地      | 81 大王支所         | 91 波切墓地             | 101 ごみ集積所(登茂山6)       |             |